

第3次枕崎市男女共同参画基本計画

令和4年3月

鹿児島県 枕崎市

<このページは白紙です>

はじめに

すべての人が性別に関わりなく、お互いの人権を尊重し、責任を分かち合いながら、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することは、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

本市では、平成24年3月に「第2次枕崎市男女共同参画プラン」、平成30年3月に「枕崎市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定するとともに、令和2年12月には「枕崎市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現のために様々な施策を推進してまいりました。

しかしながら、令和2年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」においては、依然として固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等が存在している傾向がみられます。

また、少子高齢化や人口減少に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により幅広い分野で影響を受け、様々な分野での担い手の確保や新たな価値の創出等において、これまで以上に男女共同参画社会の実現が求められています。

そのため、このような社会情勢の変化やこれまでの取組を踏まえ、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための指針となる「第3次枕崎市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

本計画では、「枕崎市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」と「枕崎市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」とを一体的に推進していくこととしています。計画を着実に推進するためには、市はもとより市民、事業者、関係団体等の皆様と連携・協力して取り組むことが不可欠でありますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました枕崎市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、関係各位の皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

枕崎市長 **前田 祝成**

<このページは白紙です>

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の基本理念	3
4 計画の基本目標	4
5 計画の期間	4
第2章 計画策定の背景	5
1 社会経済情勢の変化	5
（1）人口の動向	5
（2）世帯の状況	7
（3）女性の年齢階級別労働力率の状況	9
（4）非正規雇用者の割合の推移（鹿児島県）	10
（5）新型コロナウイルス感染症拡大の影響と「新たな日常」への対応	10
2 国の動向	11
（1）国の主な動向－第2次枕崎市男女共同参画プラン策定以降の動向	11
（2）持続可能な開発目標（SDGs）への対応	12
第3章 計画の内容	13
1 施策の体系	13
2 施策の内容	15
重点目標Ⅰ-1 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備 （枕崎市女性活躍推進計画）	15
重点目標Ⅰ-2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 （枕崎市女性活躍推進計画）	20
重点目標Ⅱ-1 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶 （枕崎市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画）	24
重点目標Ⅱ-2 生涯を通じた健康支援	30
重点目標Ⅱ-3 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進	33
重点目標Ⅲ-1 男女共同参画に関するあらゆる分野における教育や学習の推進	36
重点目標Ⅲ-2 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進	39
3 計画の評価指標	42
第4章 計画の推進	43
1 進行管理及び点検	43
2 計画の推進体制	43
（1）推進体制の充実	43
（2）市民等との連携・協働	44
資料編	46
枕崎市男女共同参画推進条例	46

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）	49
男女共同参画社会基本法	55
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	59
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	68
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律.....	75
男女共同参画社会の実現の促進に関する動き（年表）	77
用語解説	79

本編中で※印が付いている用語については、巻末の用語解説に説明があります。
なお、同一章内で頻出する用語については、最初に出てくる用語に※印を付しています。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会^{*}とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。

本市では、「枕崎市男女共同参画プラン」（平成14年3月）、「第2次枕崎市男女共同参画プラン」（平成24年3月）、「枕崎市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」（平成30年3月）を策定し、総合的・計画的に男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。また、令和2年12月に、本市における男女共同参画の基本理念を明確にし、市、市民、事業者等が一体となって連携・協力して取り組んでいくために「枕崎市男女共同参画推進条例」を制定し、令和3年4月から施行しました。

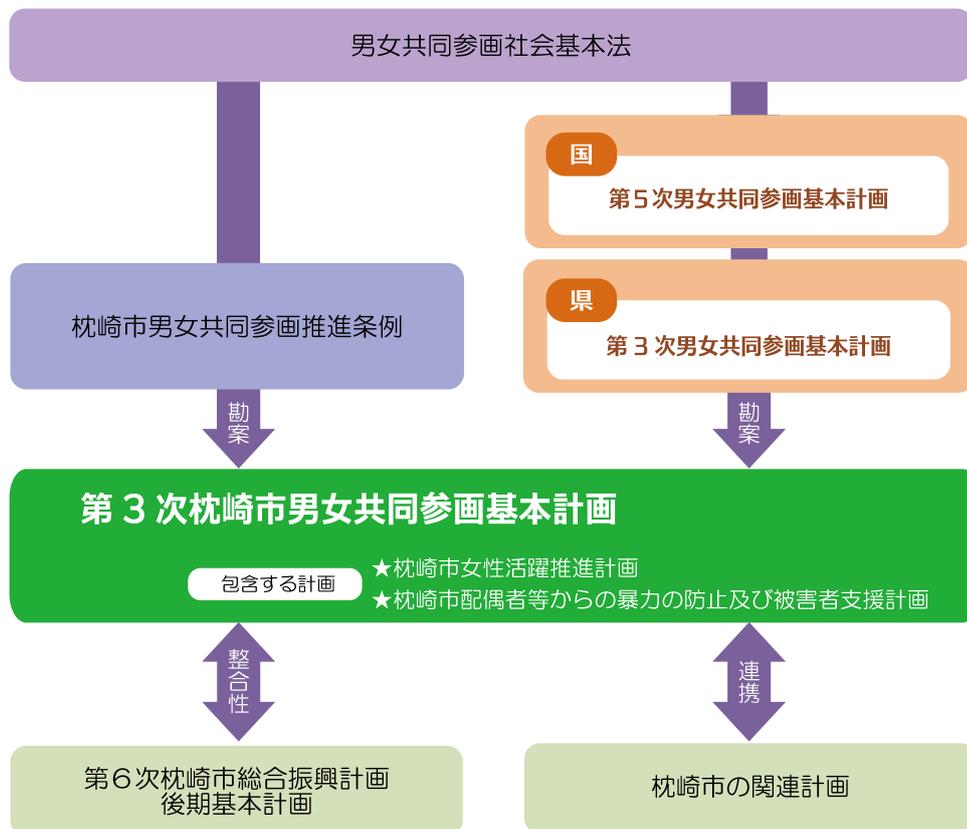
令和2年度に行った「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、固定的な性別役割分担意識^{*}は少しずつ解消されてきてはいるものの、依然として男女の地位の不平等を感じている人は多く、少子高齢化や労働力人口の減少、家族形態の多様化、頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症等の流行など、社会経済情勢が大きく変化する中、様々な課題解決に取り組む必要があります。

これらを踏まえ、新しい時代を切り拓き、ポストコロナの新しい働き方や暮らし方の基盤となるため、市が市民や事業者等とともに取り組むべき施策の方向と内容を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、枕崎市男女共同参画推進条例に基づき「第3次枕崎市男女共同参画基本計画」を策定します。

2 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく法定計画です。
- (2) この計画は、枕崎市男女共同参画推進条例第10条第1項の規定に基づき策定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

- (3) この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項に基づく「枕崎市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を包含します。（重点目標Ⅱ-1）
- (4) この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく「枕崎市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」（以下「枕崎市女性活躍推進計画」という。）を包含します。（重点目標Ⅰ-1、Ⅰ-2）
- (5) この計画は、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）、第3次鹿児島県男女共同参画基本計画（平成30年3月策定）を勘案し、第6次枕崎市総合振興計画、その他の関連する計画との整合性を図り策定します。
- (6) この計画の策定に当たっては、本市における男女共同参画社会の実現に関する現状と課題を把握するための基礎資料として、令和2年度に、「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）及び「女性活躍に関するアンケート調査」を実施しました。「市民意識調査」の結果は市のホームページ(<https://www.city.makurazaki.lg.jp/uploaded/attachment/11410.pdf>)に掲載しています。



3 計画の基本理念

この計画は、男女共同参画社会の実現を目指し、「枕崎市男女共同参画推進条例」第3条に規定する次の7つの基本理念に基づき策定し、推進するものです。

(1) 男女の人権の尊重

性別に関わりなく全ての人が、個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、全ての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 政策等への立案・決定への共同参画

全ての人が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する全ての人が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護、その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。

(5) 性と生殖についての健康・権利の尊重

全ての人が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項について個人の意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 教育や学習の場における男女共同参画の推進

社会のあらゆる分野における教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されること。

(7) 国際的協調

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

4 計画の基本目標

この計画では、男女共同参画社会を実現する上で、その根底をなす基本理念「男女の人権の尊重」が、市民一人ひとりの意識に深く浸透し、家庭、地域、職場、学校、その他の社会のあらゆる分野における活動に結びつくことによって、性別に関わりなく、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮することができ、かつ、誰もが安心・安全に豊かに暮らすことができる社会を実現するために、次の3つの基本目標を定めます。

- Ⅰ 誰もが活躍できる社会づくり
- Ⅱ 誰もが安心して暮らせる環境づくり
- Ⅲ 男女共同参画社会の実現へ向けた基盤づくり

5 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度を初年度とする令和10年度までの7年間とします。また、計画期間の途中においても、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
(国) 男女共同参画基本計画	第5次計画					次期計画			
(県) 男女共同参画基本計画	第3次計画		次期計画				次期計画		
(市) 男女共同参画基本計画	第2次プラン	第3次計画						次期計画	

第2章 計画策定の背景

1 社会経済情勢の変化

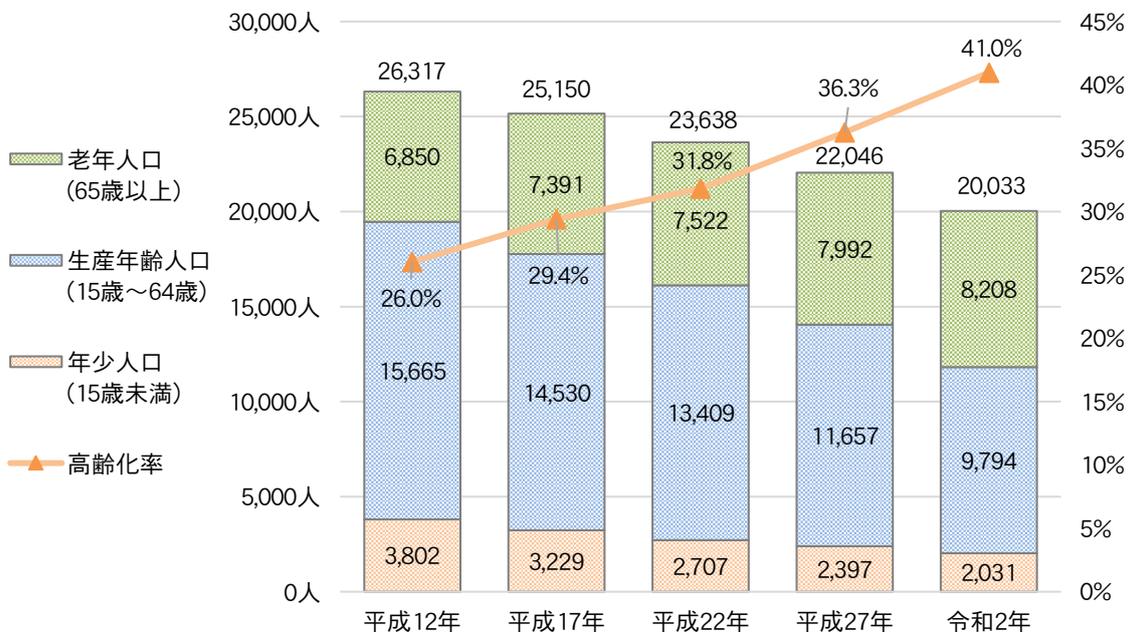
(1) 人口の動向

本市の総人口は減少傾向にあり、令和2年には20,033人となっています。人口を男女別にみると、男性が9,178人、女性が10,855人で、女性が1,677人多くなっています。人口比（女性100人に対する男性の数）は84.6となっており、平成12年に比べ1.0ポイント上昇しています。

また、年齢区分別の人口推移をみると、平成12年と令和2年では、年少人口（15歳未満）は1,771人、生産年齢人口（15歳～64歳）は5,871人それぞれ減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は1,358人増加しており、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の占める割合）は26.0%から41.0%に上昇しています。

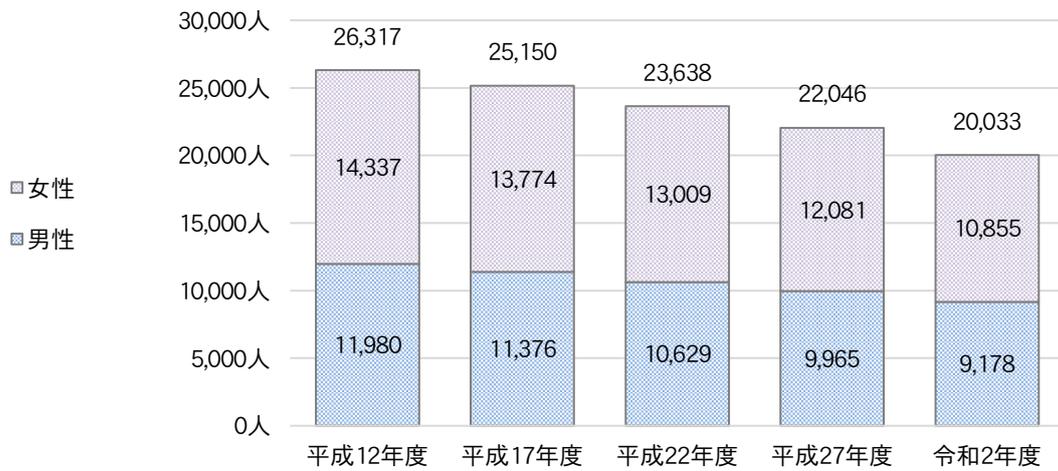
このように、本市においては、年少人口の減少と老年人口の増加による少子高齢化が急速に進んでいます。また、今後も人口減少が進行することが予想されており、枕崎市人口ビジョン（令和2年改訂版）において、令和27（2045）年の本市の人口は11,610人と推計されています。

◆年齢3区分別人口及び高齢化率の推移



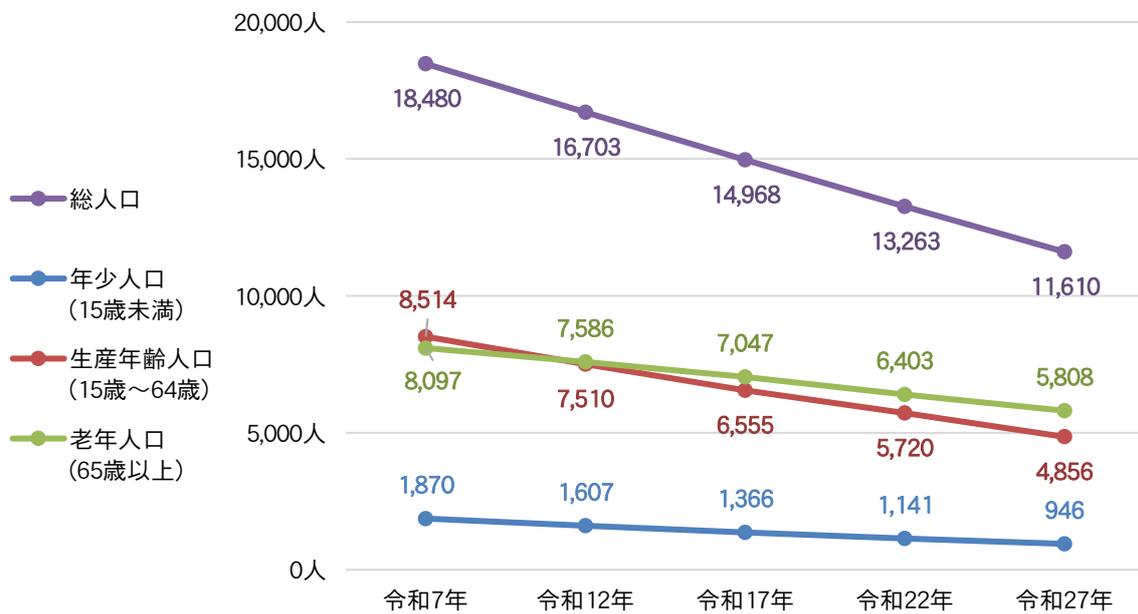
[出典] 国勢調査結果（総務省統計局）

◆男女別人口の推移



[出典] 国勢調査結果（総務省統計局）

◆総人口の将来推計と年齢3区分別人口の推移



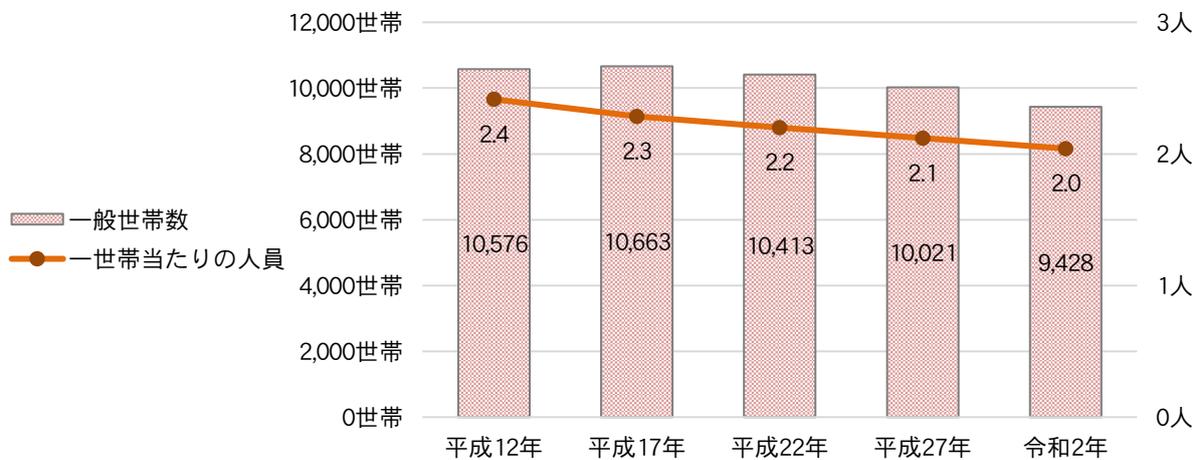
[出典] 枕崎市人口ビジョン（令和2年改訂版）

(2) 世帯の状況

本市の一般世帯数は減少傾向にあり、令和2年には9,428世帯となっています。若年者や高齢者の単独世帯が増加する一方、夫婦と子ども世帯は減少しており、令和2年の一世帯当たりの人員は、2.0人となっています。今後さらに一般世帯数及び一世帯当たりの人員は減少し、単独世帯の占める割合が高くなることが予測されます。

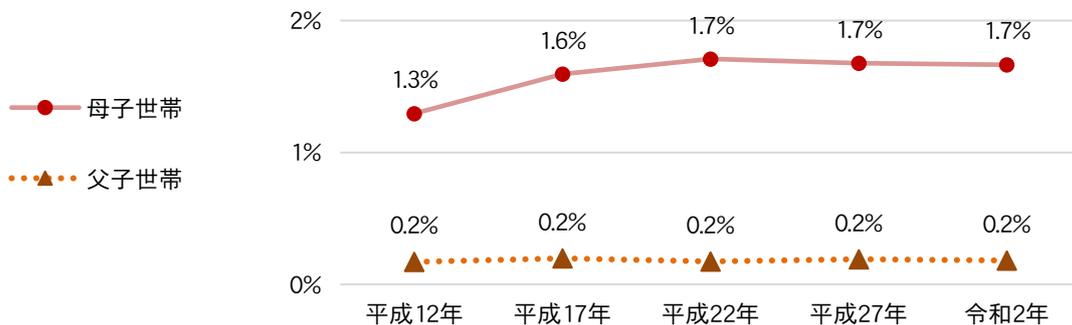
また、一般世帯に占める母子世帯の割合は、父子世帯に比べ高くなっており、平成22年以降は横ばいで推移していますが、一般世帯に占める65歳以上の単独世帯の割合は増加しており、女性の割合は男性の約2.6倍となっています。

◆一般世帯数・一世帯当たりの人員の推移



[出典] 国勢調査結果（総務省統計局）

◆母子世帯・父子世帯数の推移（一般世帯に占める割合）

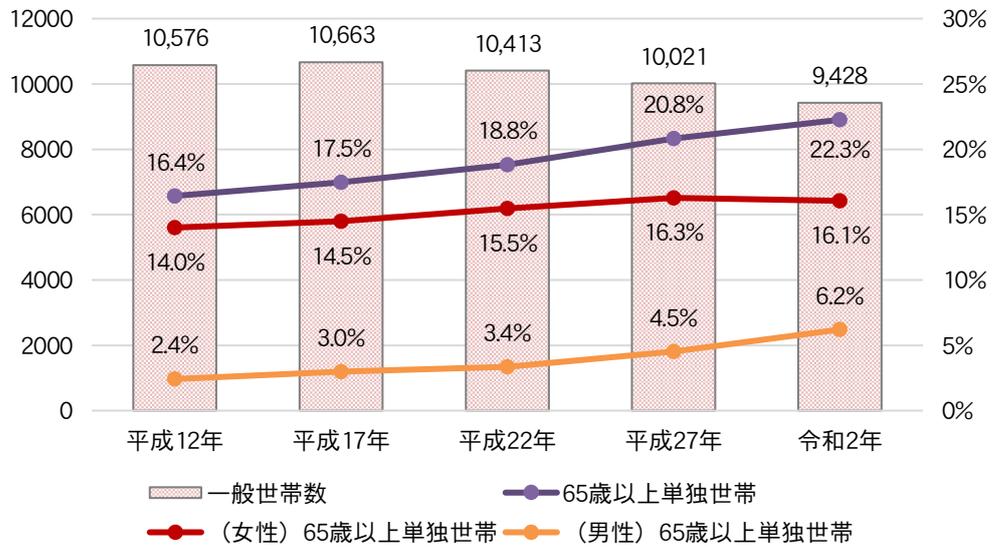


母子世帯：未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう

父子世帯：未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう

[出典] 国勢調査結果（総務省統計局）

◆一般世帯総数に占める65歳以上単独世帯の割合



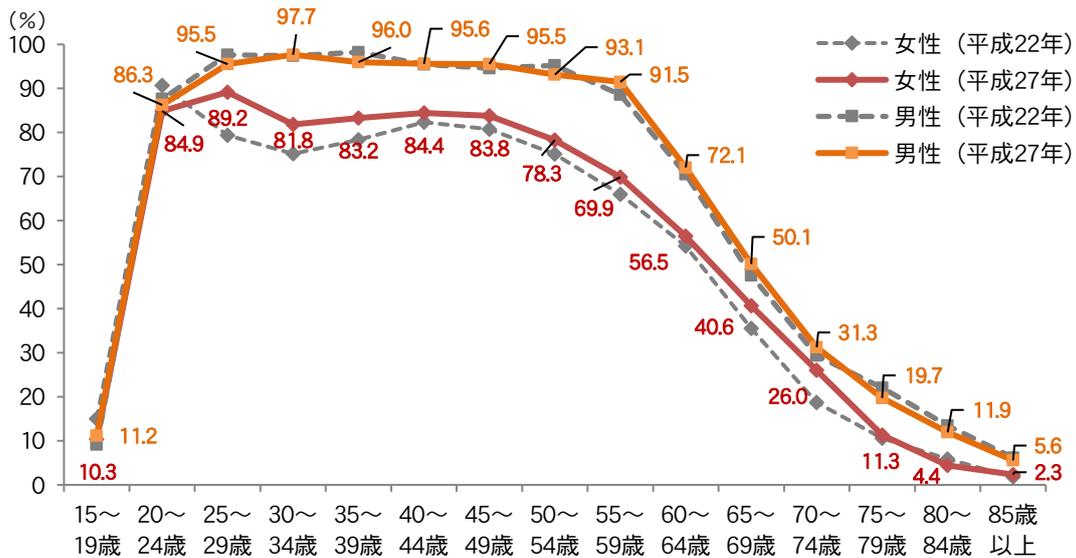
[出典] 国勢調査結果（総務省統計局）

(3) 女性の年齢階級別労働力率の状況

本市における平成27年の労働力率（15歳以上に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）を年齢階級別にみると、男性は25歳～59歳までの全ての年齢層で大きな変化がないものの、女性では、30歳～34歳で一旦低下しており、いわゆる「M字カーブ※」の状況にあります。本市のM字カーブは、平成22年と比較して、その底は浅くなっており、徐々に解消に向かっている傾向がみられます。

また、平成27年の国・県・本市の女性の労働力率をみると、20歳代～40歳代において本市が、国・県より高くなっています。

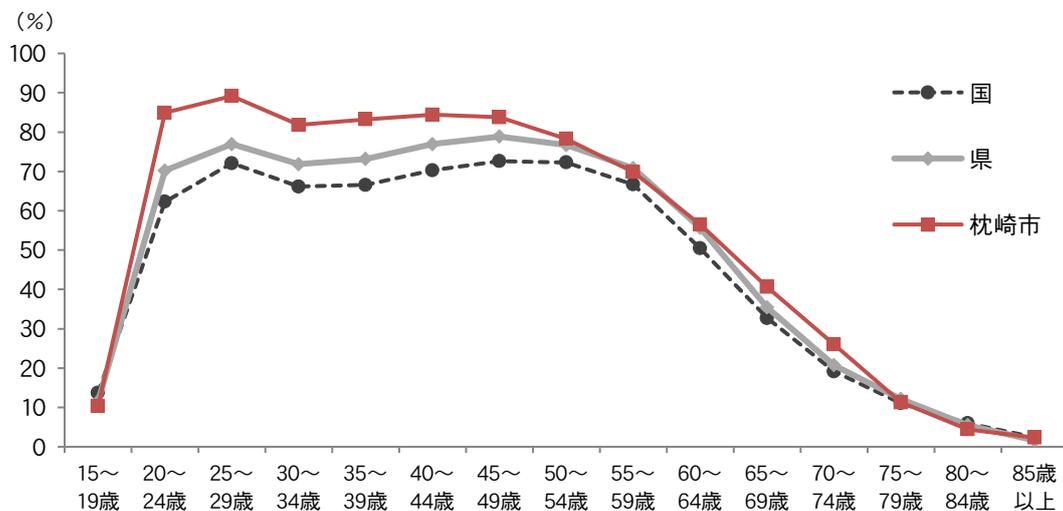
◆男女別年齢階級別労働力率



[出典] 国勢調査結果（総務省統計局）

※女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。

◆女性の労働力率の比較（国・県との比較、平成27年国勢調査）

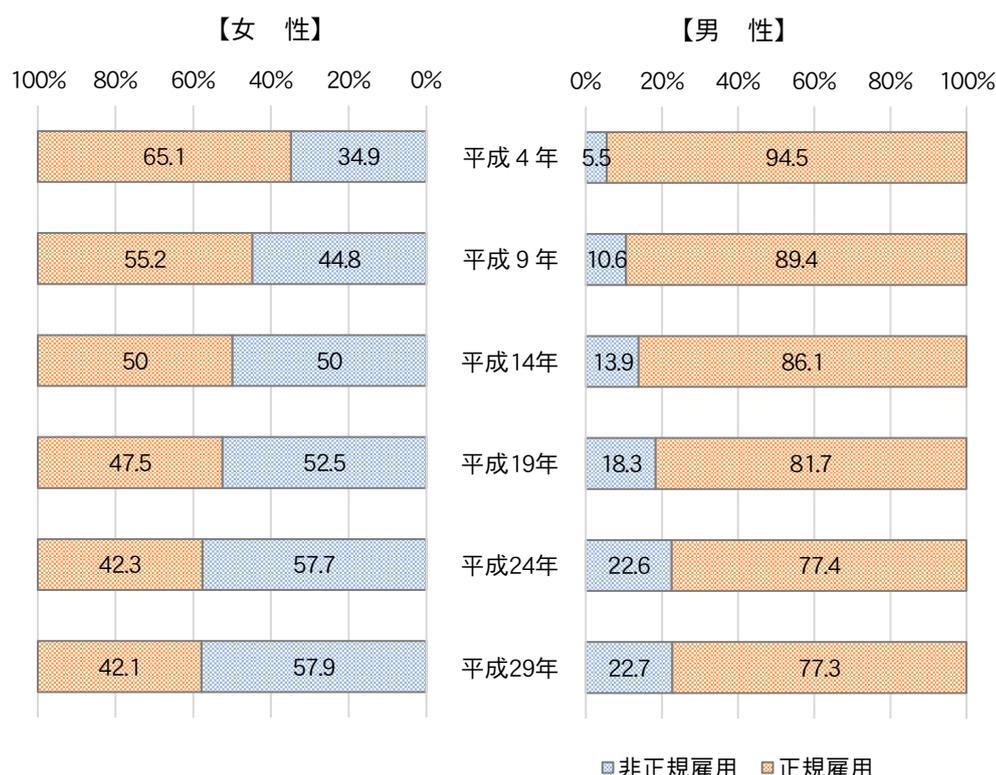


[出典] 国勢調査結果（総務省統計局）

(4) 非正規雇用者の割合の推移（鹿児島県）

鹿児島県においては、県内で働く就業者に占める女性の割合は、全国的にみて高い状況ですが、その約6割が派遣社員やパートなどの非正規で就業しています。非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えるという一面がある一方、非正規雇用比率の男女格差が、男女間の待遇格差につながることもあります。

◆非正規雇用者の割合の推移（鹿児島県）



[出典] 就業構造基本調査（総務省）

※非正規雇用者の割合は、「非正規の職員・従業員」 / (「正規の職員・従業員」 + 「非正規の職員・従業員」) × 100

(5) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響と「新たな日常」への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性と男性に対して異なった社会的・経済的影響をもたらしています。外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからの配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されており、また、女性比率の高い非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等への影響が大きいことから、女性の雇用、所得に特に影響が強く現れており、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加も危惧されています。さらに、子育てや介護等の負担増加も懸念されています。

こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大の性別による影響やニーズの違いを踏まえて政策課題を把握し、今後の政策立案につなげていく必要があります。

2 国の動向

(1) 国の主な動向－第2次枕崎市男女共同参画プラン策定以降の動向

① 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正

生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない者を除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することと改正したいわゆる「配偶者暴力防止法」が、平成26年1月に施行されました。

② 「生活困窮者自立支援法」の施行

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等を内容とした「生活困窮者自立支援法」が、平成27年4月に施行されました。

③ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行

女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けるとともに、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が、平成27年9月に施行されました。

④ 「第4次男女共同参画基本計画」の策定

社会全体で女性の活躍の動きが拡大している一方、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況や女性のライフスタイル、世帯構成の変化への対応等、様々な側面からの課題が存在しており、それらを解決していくための真に実効性のある取組が求められている中、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

⑤ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の公布・施行

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、平成30年5月に公布・施行されました。

⑥ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の一部改正

一般事業主行動計画の策定を「常時雇用する労働者が101人以上300人以下」の事業主に拡大すること（令和4年4月1日施行）や情報公開の強化等を内容とする「女性活躍推進法」の改正が行われ、令和元年6月に公布されました。

⑦「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2年度から令和4年度までを「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」として、取組を抜本的に強化することとし、その取組方針が関係府省会議で令和2年6月に決定されました。

⑧「第5次男女共同参画基本計画」の策定

女性活躍の推進や働き方改革のための法律・制度の整備が進み、指導的地位に女性が占める割合の目標「30%」の実現に向けた取組が進められてきましたが、様々な課題への対応を含めた男女共同参画社会の実現に向けた取組の進展が十分でないことから、引き続き男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

(2) 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

SDGsは、平成27（2015）年9月、国連サミットで、加盟国193カ国が全会一致で採択した「持続可能な開発のための2030アジェンダ^{*}」の中で、2030年までに取り組む国際社会全体の「持続可能な開発目標」です。同アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー^{*}平等とエンパワーメント^{*}を達成することを目指す」とうたわれています。そして、17のゴールのうち5番目のゴールとして「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化」が設けられています。男女共同参画社会の実現や女性活躍を推進する本計画の施策を進めていくことが、SDGsへの推進へつながるものと考えます。



第3章 計画の内容

1 施策の体系

基本目標 I

誰もが活躍できる社会づくり

重点目標

I-1 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備
(枕崎市女性活躍推進計画)

取組の方向

- (1) 雇用等の場における個人の能力が発揮できる環境の整備促進
- (2) 仕事と生活の調和を図るための環境の整備促進

重点目標

I-2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
(枕崎市女性活躍推進計画)

取組の方向

- (1) 行政分野における女性の参画拡大を図る取組の推進
- (2) 雇用の分野における女性の参画拡大を図る取組の推進
- (3) 各種団体・組織等における女性の参画拡大を図る取組の推進

基本目標 II

誰もが安心して暮らせる環境づくり

重点目標

II-1 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶
(枕崎市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)

取組の方向

- (1) いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた啓発・教育の推進
- (2) 安心して相談できる体制の確立に向けた取組の推進
- (3) 被害者の保護と自立に向けた支援に係る取組の推進

重点目標

II-2 生涯を通じた健康支援

取組の方向

- (1) 生涯を通じた男女の健康の包括的な支援

重点目標

II-3 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

取組の方向

- (1) 生活上の困難や課題を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備
- (2) 防災分野における男女共同参画の推進

基本目標 III

男女共同参画社会の実現へ向けた基盤づくり

重点目標

III-1 男女共同参画に関するあらゆる分野における教育や学習の推進

取組の方向

- (1) 学校教育等における男女共同参画に関する教育の推進
- (2) 家庭・地域・職場等における男女共同参画に関する学習の推進

重点目標

III-2 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

取組の方向

- (1) 地域における慣行の見直し及び人材の育成等

2 施策の内容

重点目標 I - 1

誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備

(枕崎市女性活躍推進計画)

現状と課題

働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性活躍推進法が平成 27 年 9 月に施行されました。令和元年 6 月の女性活躍推進法の改正では、一般事業主行動計画の策定義務の対象が、労働者 101 人以上の事業主に拡大され（令和 4 年 4 月 1 日施行）、今後一層、女性が働きやすい環境整備の推進が進むことが期待されます。

令和 2 年度に行った市民意識調査によると、一般的に女性が職業をもつことについて、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」（50.5%）と回答した人の割合が最も高く、前回調査（H23 度 23.1%）と比較すると 27.4 ポイント高くなっています。出産・育児期に就業を一時中断する働き方を選択する傾向にある 20 代・30 代の女性においては 6 割の人が「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と回答していますが、本市における、女性の年齢階級別労働力率は、結婚や出産期にあたる年代の 30～34 歳で低くなる、いわゆる M 字カーブ※になっています。この M 字カーブは、前回調査時に比べ底は浅くなっており、女性の労働力率は 25～29 歳で最も高くなっています（H27 年国勢調査）。

また、女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」75.5%と最も高く、次いで「男性の家事・育児への理解・意識改革」52.1%、「職場における育児・介護との両立支援制度などの充実」46.6%となっています。

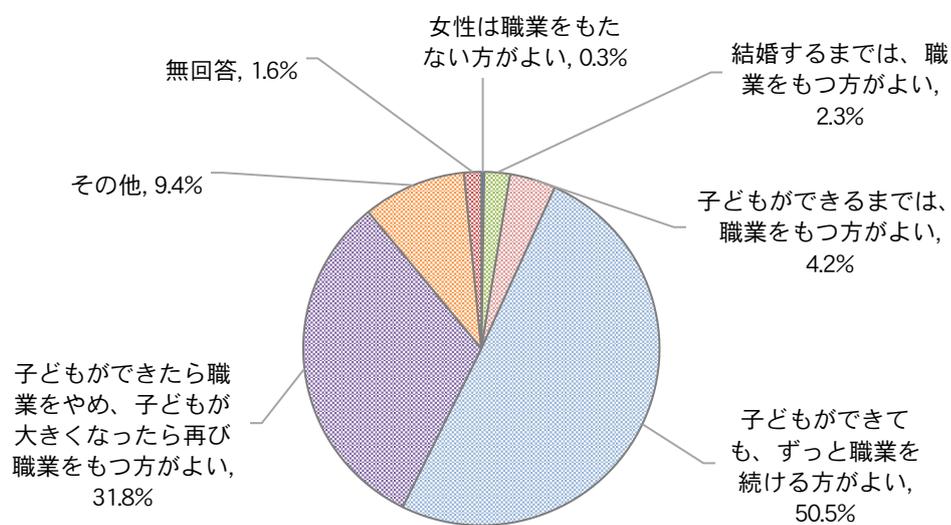
一方、生活の中での優先度について、女性は理想・現実ともに「仕事と家庭生活をともに優先する」が最も高くなっていますが、男性は理想では「仕事と家庭生活をともに優先する」（33.3%）が最も高くなっているのに対し、現実では、「仕事を優先する」（32.2%）が最も高くなっており、特に男性の 30 歳代から 50 歳代で約 5 割と理想と現実の乖離かいりがみられます。

このような背景には、長時間勤務等を背景とした男性中心型の労働慣行※や職場における固定的な性別役割分担意識※があり、男女双方の働き方・暮らし方に様々な影響を及ぼしている状況の改善が求められます。

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。働きたい人が、性別に関わりなくその能力を十分に発揮できるように、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）※を図るための環境の整備に取り組んでいきます。

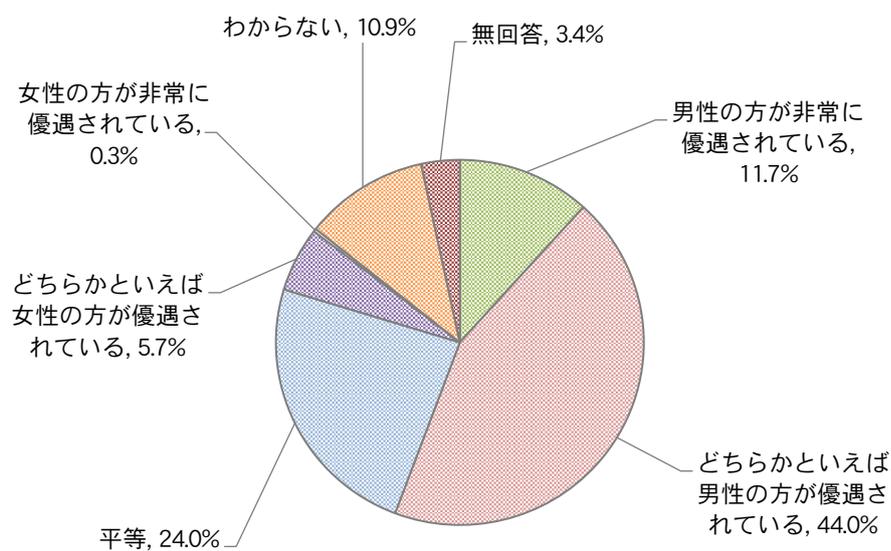
男女共同参画に関する市民意識調査より

◆ 女性が職業をもつことについての意識



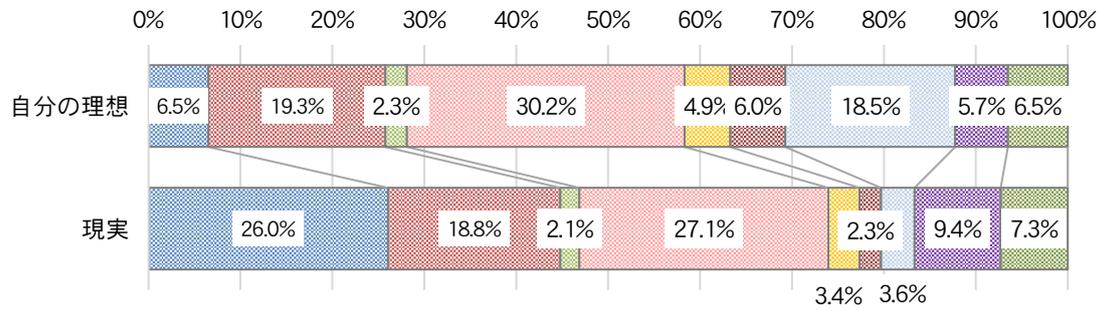
(n = 384)

◆ 職場での男女の地位の平等感



(n = 384)

◆ 生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人生活」の優先度



- 「仕事」を優先する
- 「家庭生活」を優先する
- 「地域・個人の生活」を優先する
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先する
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先する
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先する
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をいずれも優先する
- わからない
- 無回答

(n = 384)

施策の展開

＜取組の方向＞（１）雇用等の場における個人の能力が発揮できる環境の整備促進

具体的な施策	主な取組
<p>① 男女の均等な雇用機会と待遇確保に向けた取組の促進</p>	<p>雇用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業所において、募集・採用・配置・昇進の雇用の分野における性別を理由とした差別の禁止や、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とした不利益取扱いの禁止を規定する「男女雇用機会均等法」等の関係法令や諸制度の周知徹底等、積極的な情報提供や学習の機会の提供を行います。 特に農林水産・商工業・自営業においては、仕事と生活の場を同じとする家族経営が多いことから、固定的な性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直しや家庭生活環境の改善へ向けた学習の機会の提供や情報提供に関係機関・団体と連携して取り組みます。 <p>担当課 企画調整課・農政課・農業委員会・水産商工課</p> <p>多様な働き方を踏まえたワークライフバランスの実現</p> <p>各職場で育児・介護休業、年次有給取得、長時間労働の改善に係る取得が促進されるよう、事業所や雇用者に対して情報提供や意識啓発を行い、男性の家庭生活への参加促進に取り組みます。</p> <p>担当課 企画調整課・水産商工課</p>
<p>② 職場における差別的慣行・制度について改善するための啓発の促進</p>	<p>セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント等職場におけるあらゆるハラスメントの防止対策及び、メンタルヘルス確保に向けた学習の機会や情報の提供に取り組みます。</p> <p>担当課 企画調整課・水産商工課</p>
<p>③ 再就職、起業、雇用によらない働き方等における支援</p>	<p>子育て・介護等により離職した者の再就職や起業の支援、雇用によらない働き方等における就業環境の整備を促進するために、商工会議所等の関係機関・団体と連携して、相談体制の充実や情報提供に取り組みます。</p> <p>担当課 企画調整課・水産商工課</p>

＜取組の方向＞（２）仕事と生活の調和を図るための環境の整備促進

具体的な施策	主な取組
<p>① 多様なニーズに対応した子育て・介護サービスの充実を図るための取組の促進</p>	<p>子育て環境の充実 子育て中の保護者の多様なニーズに対応するため、保育所、認定こども園、幼稚園の預かり保育、病児・病後児保育事業など多様なサービスの充実を図ります。また、子育て中の人々が相談、交流、情報交換できる子育て支援拠点やファミリー・サポート・センターなど子育て支援サービスの充実を図ります。</p>
	<p>担 当 課 福祉課・健康課</p>
	<p>介護保険サービスの充実 ・良質な介護サービスと介護する家族の負担を軽減するための介護支援の充実に努めます。 ・地域包括ケアシステムを支える介護人材の育成に努めます。</p>
<p>担 当 課 福祉課・地域包括ケア推進課</p>	
<p>② 男性の家庭生活への参画を包括的に支援する取組の充実</p>	<p>男女の生活自立と家庭責任を共有するための支援 ・家庭教育学級や地域活動における男女共同参画を推進する学習の機会を提供します。 ・男性料理教室の開催など男性の家庭生活への参画を推進する機会を提供します。</p>
	<p>担 当 課 健康課・生涯学習課</p>
	<p>事業所に対する意識啓発 育児・介護休業法、そのほか仕事と子育てや介護の両立のための関係法令等の周知に努め、短時間勤務制度やテレワークの普及等、働き方の見直しや仕事と家庭の両立支援に関する制度の導入・定着を推進します。</p>
<p>担 当 課 企画調整課・水産商工課</p>	
<p>③ 市職員のワークライフバランスを図る取組の推進</p>	<p>職員一人ひとりが仕事と生活の両立を図ることができる働きやすい職場を目指し、次世代育成支援対策推進法による特定事業主行動計画に基づく取組を推進します。</p>
	<p>担 当 課 総務課</p>

重点目標 I - 2

政策・方針決定過程への女性の参画拡大（枕崎市女性活躍推進計画）

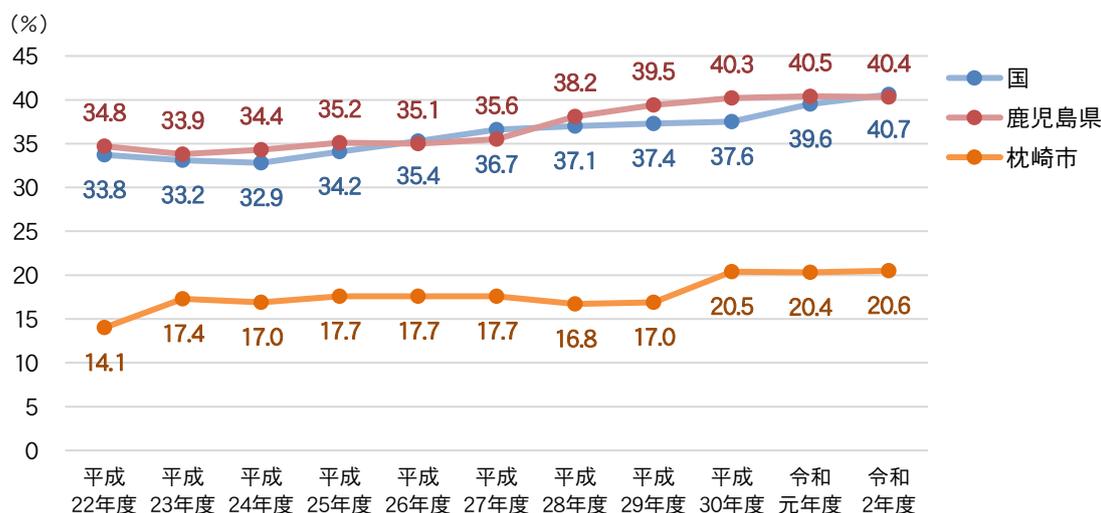
現状と課題

全ての人々が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定の場に共同し、参画する機会が確保されることは、男女共同参画社会^{*}の基盤となる重要な課題です（枕崎市男女共同参画推進条例第3条第3号）。

しかしながら、本市の審議会等委員に占める女性の割合は20.6%（令和2年度）で、第2次枕崎市男女共同参画プラン策定時より6.5ポイント高くなったものの、目標値の30%には未だ届いていません。また、市議会議員に占める女性の割合は、21.4%（令和3年3月31日現在）、市職員管理職（課長級）2.9%（令和2年4月1日現在）、自治公民館長においては0%（令和3年3月31日現在）と地域活動をはじめ様々な活動には多くの女性が参加している一方で、政策・方針決定過程への女性の参画は進んでいない状況です。

このようなことから、女性の参画拡大に向けて、事業所・関係機関・関係団体における取組が促進されるよう、あらゆる分野における環境整備の支援や多様な人材育成に取り組む必要があります。そのためには、市が率先して、女性職員の登用推進を図り、各種審議会委員選出の際には、男女の均衡を図る積極的改善措置（ポジティブアクション）^{*}を講じる等の女性の参画拡大に取り組んでいきます。

◆各種審議会等への女性の参画率



[出典] 国の審議会等における女性委員の参画状況調べ（内閣府）

地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（男女共同参画局）

施策の展開

<取組の方向> (1) 行政分野における女性の参画拡大を図る取組の推進

具体的な施策	主な取組		
① 各種審議会等への女性委員の登用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱に当たって、関係団体等への女性の推薦についての協力依頼や人材の固定化の改善等、多様な人が参画しやすいように配慮を行います。 ・女性委員の比率目標を30%以上とした積極的な登用を推進します。 ・政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進するため、社会全体と女性自身の意識改革のための啓発を推進します。 		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">担当課</td> <td>企画調整課</td> </tr> </table>	担当課	企画調整課
担当課	企画調整課		
② 市における女性の登用推進	<p>女性活躍推進法による特定事業主行動計画に基づき、女性職員を様々な部署に積極的に配置する等、係長・主幹・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行い、計画的な女性職員の登用に取り組みます。</p>		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">担当課</td> <td>総務課</td> </tr> </table>	担当課	総務課
担当課	総務課		

＜取組の方向＞（２）雇用の分野における女性の参画拡大を図る取組の推進

具体的な施策	主な取組
<p>① 事業所等における女性の登用促進</p>	<p>事業所等における女性活躍推進 事業所等において女性活躍推進の取組が進むよう、国・県など関係機関が行う男女共同参画・女性活躍に関する研修等学習機会の提供や情報提供を行います。</p>
	<p>担 当 課 企画調整課・水産商工課</p>
	<p>経営者や企業管理職を対象とした意識啓発 社会全体の働き方や意識の改革、固定的な性別役割分担意識に基づく雇用慣行の変革は、管理職を含めた企業トップの意識改革が重要であるため、商工会議所等関係団体と連携し、経営者や管理職への学習の機会や情報提供に努め意識改革を図ります。</p>
	<p>担 当 課 企画調整課・水産商工課</p>
<p>② 農林水産業・商工業の分野における女性の参画拡大を図る取組の促進</p>	<p>女性の参画拡大 農林水産業・商工業等の意思決定過程への女性の参画拡大に向けて、関係機関・団体における主体的な取組が進むよう、男女共同参画・女性活躍に関する学習の機会の提供を行います。</p>
	<p>担 当 課 企画調整課・農政課・農業委員会・水産商工課</p>
	<p>女性の経済的地位の向上及び能力開発 女性農業者が対等なパートナーとして経営に参画できるよう、家族経営協定*の締結数の拡大と農林水産業に関係する起業活動を支援します。</p>
	<p>担 当 課 農政課・農業委員会・水産商工課</p>

＜取組の方向＞（3）各種団体・組織等における女性の参画拡大を図る取組の推進

具体的な施策	主な取組
<p>① 地域防災における女性の参画拡大</p>	<p>地域防災組織等における女性の参画 多様な視点を反映した防災対策の実施により、災害時の困難を最小限にし、地域の防災力の向上を図るため、防災会議や避難所運営における女性の登用促進等、国のガイドラインに基づいて取り組みます。</p>
	<p>担当課 総務課・企画調整課・福祉課</p>
	<p>防災現場への女性の参画 消防本部における女性吏員の計画的な増員の確保や女性消防団への加入を促進します。</p>
<p>担当課 消防総務課</p>	
<p>② 自治公民館や各種団体等地域組織における女性の参画拡大</p>	<p>多様な地域課題へ対応するために、男女共同参画の視点[*]に立った地域活動が推進されるよう、自治公民館・各種団体等への県や市が実施する研修会等学習の機会や情報提供を行います。</p>
	<p>担当課 企画調整課・生涯学習課</p>

重点目標Ⅱ-1

性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶

(枕崎市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)

現状と課題

DV やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等性別に起因するあらゆる形態の暴力は、基本的人権を侵害する決して許されない行為です。被害者の多くは女性であり、暴力の背景として、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的な状況による問題が深く関わっているとされており、これらの暴力の根絶は男女共同参画社会を実現する上での喫緊の課題です。

配偶者等からの暴力には、身体的な暴力、精神的な暴力、性的な暴力、経済的な暴力など、様々な形態が存在します。配偶者等からの暴力は、外部からの発見が困難なところで行われることが多いことや、「家庭内の問題」、「個人的な問題」という社会の誤った認識により潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化・継続化し、被害が深刻化しやすいため、早期に相談につなげるなどの対応を行う必要があります。

市民意識調査によると、配偶者から身体的暴力を受けた経験がある人は女性の約5人に1人、男性でも約8人に1人となっており、その頻度は女性が男性よりいずれの項目でも高くなっています。そして、男性の被害者も少数ではありますが、どの項目においても存在しています。また、これらの暴力を受けた際の相談先については、「どこ(だれ)にも相談しなかった。(できなかった)」と回答した人が、43%と最も高くなっており、誰にも相談できなかった人の割合は、女性より男性が高くなっています。

さらに、近年のスマートフォンの普及やSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)^{*}等を利用した、若年層間での交際相手からの暴力(デートDV)^{*}などは多様化しており、これらの暴力に対する迅速かつ確かな対応も必要となっています。

誰もが安全に安心して暮らせる社会を実現するためには、あらゆる暴力を許さない意識の醸成とともに、関係機関と連携し、相談体制・支援体制の充実を図り、切れ目のない被害者支援を行う必要があります。

◆虐待・DVなどの状況

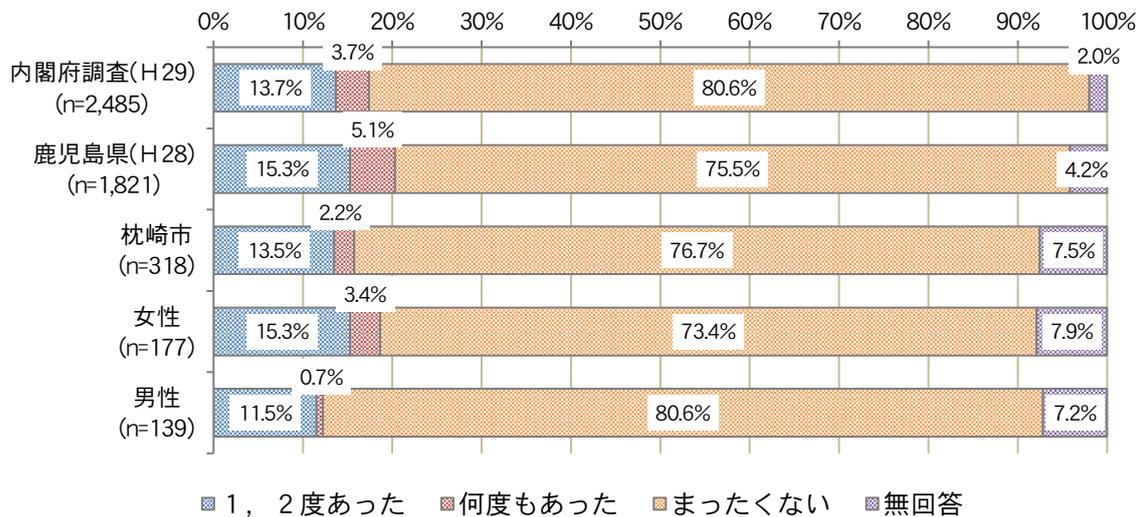
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
DV相談・通報件数	3	6	6	4	5
高齢者虐待相談・通報件数	0	2	0	0	6
障害者虐待相談・通報件数	0	0	0	0	0
児童虐待相談・通報件数	8	9	8	7	13

[出典] 福祉課(各年3月31日現在)

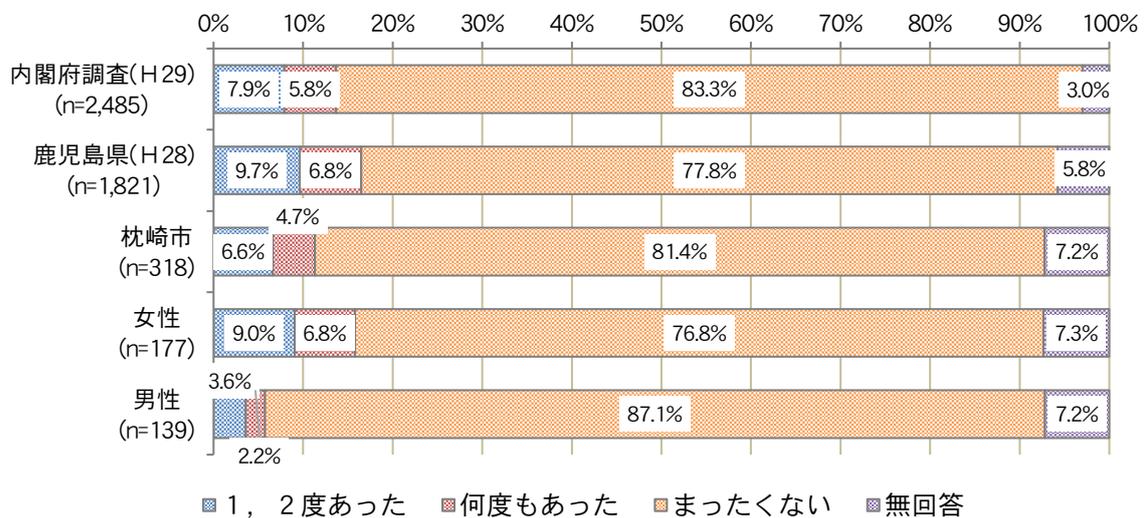
男女共同参画に関する市民意識調査より

◆ 配偶者等からの暴力被害経験

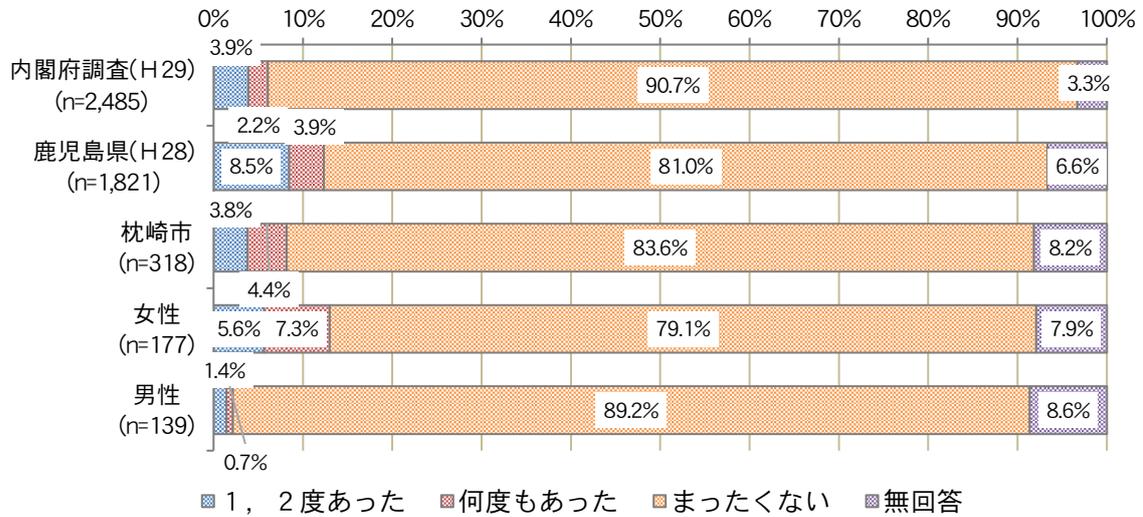
① 身体的暴力



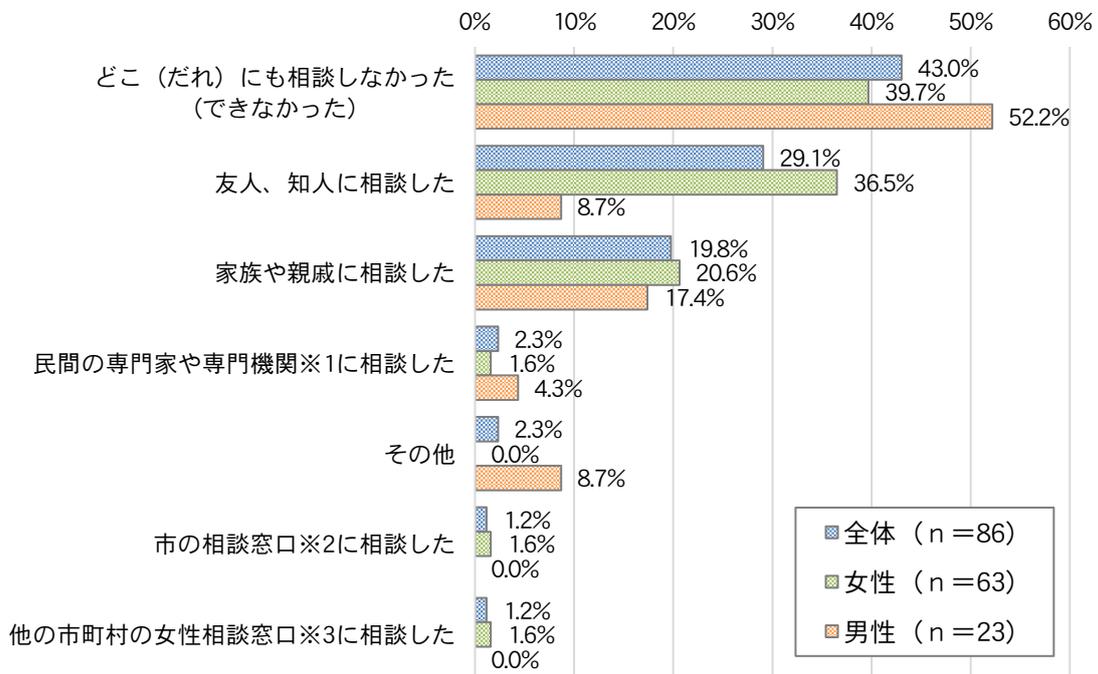
② 精神的暴力



③性的な行為の強要



◆ 暴力等を受けたことの相談の有無



※1 弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど

※2 住民相談、婦人相談員や女性相談など

※3 婦人相談員や女性相談など

施策の展開

<取組の方向> (1) いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた啓発・教育の推進

具体的な施策	主な取組
① 家庭、地域、職場等における人権教育・啓発の推進	暴力を容認しない意識の醸成 家庭、地域、職場等あらゆる分野において、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等性別に起因する暴力に焦点を当てた教育や啓発に取り組みます。
	担当課 企画調整課
	多様な機会を捉えた広報・啓発の推進 暴力を許さないという認識を地域社会に徹底するため、広報紙や市ホームページなどを活用した広報を実施するとともに、多くの市民が集まる場所において、リーフレットを配布するなど多様な機会を捉えた広報・啓発を推進します。
	担当課 企画調整課
② 子ども・若年層に対するあらゆる形態の暴力の根絶に向けた対策の推進	児童生徒への教育・啓発 生命を大切にする教育や一人ひとりを尊重する教育をさらに推進するとともに、性犯罪・性暴力の未然防止に向けて、児童生徒の発達段階に応じた理解促進を図る教育・学習の取組を行います。
	担当課 学校教育課
	若年層への教育・啓発 デートDVの防止について、成人式等若年層に関する多様な機会を捉え、リーフレットやチラシによる啓発や相談機関の周知を行います。
担当課 企画調整課	
③ 性別に起因するあらゆる形態の暴力の防止に関する広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪、配偶者等からの暴力など性別に起因するあらゆる形態の暴力に対して、被害者の立場に配慮しながら、暴力の防止と根絶に向けて、広く意識啓発を推進します。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)を中心とした広報啓発に取り組み等、国や県と連携して広報啓発に取り組みます。
	担当課 企画調整課

＜取組の方向＞（２）安心して相談できる体制の確立に向けた取組の推進

具体的な施策	主な取組
① 相談窓口のさらなる周知と相談体制の充実	関係機関の連携 多様な相談ニーズに対応し、被害者の二次被害※を防止するとともに、関係課、関係機関・団体等との速やかな連携が図られるよう、相談に携わる相談員、職員、民生委員・児童委員等に対する研修の実施や体制の整備に取り組みます。
	担 当 課 企画調整課・福祉課
	相談窓口の周知 DVや性被害等の女性に対する暴力に関する県の相談窓口や国の「DV相談ナビ」「DV相談+」の活用について、広報紙やホームページ等により広く周知を図り、被害者の早期発見に向けた体制づくりに取り組みます。
担 当 課 企画調整課	
② 関係機関との連携強化	警察や県等関係機関・民間支援団体等と緊密に連携し、DV発生の予防とDV被害者への切れ目ない支援のための連携を強化します。
	担 当 課 福祉課・関係課
③ 被害者を支援する体制づくり	家庭児童相談員、人権擁護委員、民生委員・児童委員等と連携して、適切・迅速な対応を図る相談対応の充実に取り組みます。また、取組に当たっては、被害者の安全を守る個人情報の保護と守秘義務の徹底を行います。
	担 当 課 福祉課・関係課

<取組の方向> (3) 被害者の保護と自立に向けた支援に係る取組の推進

具体的な施策	主な取組
<p>① 被害者の保護と安全確保の連携</p>	<p>安全を確保するため保護する必要がある被害者については関係機関との連携により一時保護施設への入所等の適切な保護を行うとともに、被害者の安全確保に努めます。さらに、関係課・関係機関、配偶者暴力相談支援センター等と連携して専門的ケアを受けられるよう支援します。また、子どもが育つ家庭環境に配偶者等に対する暴力が存在することは、児童虐待にあたり、子どもの成長に深刻な影響を及ぼします。配偶者等からの暴力によって、心理的外傷を受けている子どもを早期に発見し、関係機関と連携し、被害を受けている親子の安全確保や心身の回復等を支援します。</p> <p>担 当 課 企画調整課・福祉課・建設課・学校教育課・関係課</p>
<p>② DV 被害者が安心して生活再建するための関係機関との連携</p>	<p>被害者の経済・生活状況に応じ、生活保護や児童扶養手当等の各種経済的支援や、子どもの入学や転校、入所等ができるように、教育委員会、学校等による支援を行います。被害者の自立した生活を支援するための就業、住宅の確保や諸支援制度の利用等の支援に当たっては、支援に関わる全ての関係者に対し、個人情報保護と守秘義務の徹底の周知を図る配慮を行います。</p> <p>担 当 課 企画調整課・福祉課・建設課・学校教育課・関係課</p>

重点目標Ⅱ-2

生涯を通じた健康支援

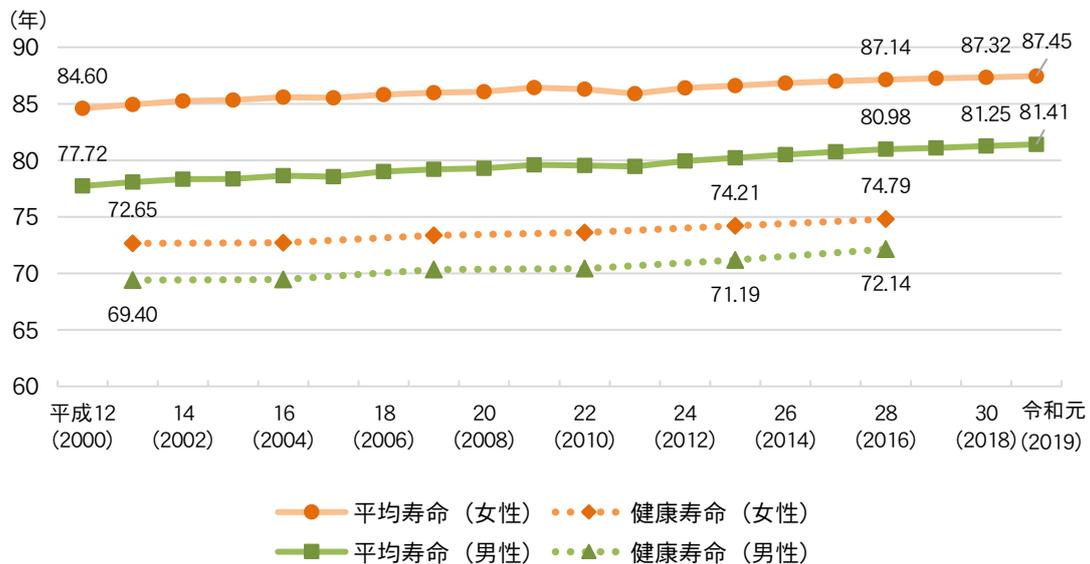
現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しながら相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現に当たっての大前提となる重要なことです。

特に、女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期とライフステージごとに大きく変化するなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）※に基づく十分な配慮が必要です。また、男性においては、肥満者の割合や喫煙・飲酒する割合が高いほか、悩みや困りごとを相談しにくいなど、精神面で孤立しやすい傾向があるとされており、経済・生活問題や勤務問題などを背景に、女性に比べ自殺者が多いことが言われています。

このようなことから、性別にかかわらず、誰もが生涯にわたって安全かつ健康な生活を送るため、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深め、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を総合的に推進します。

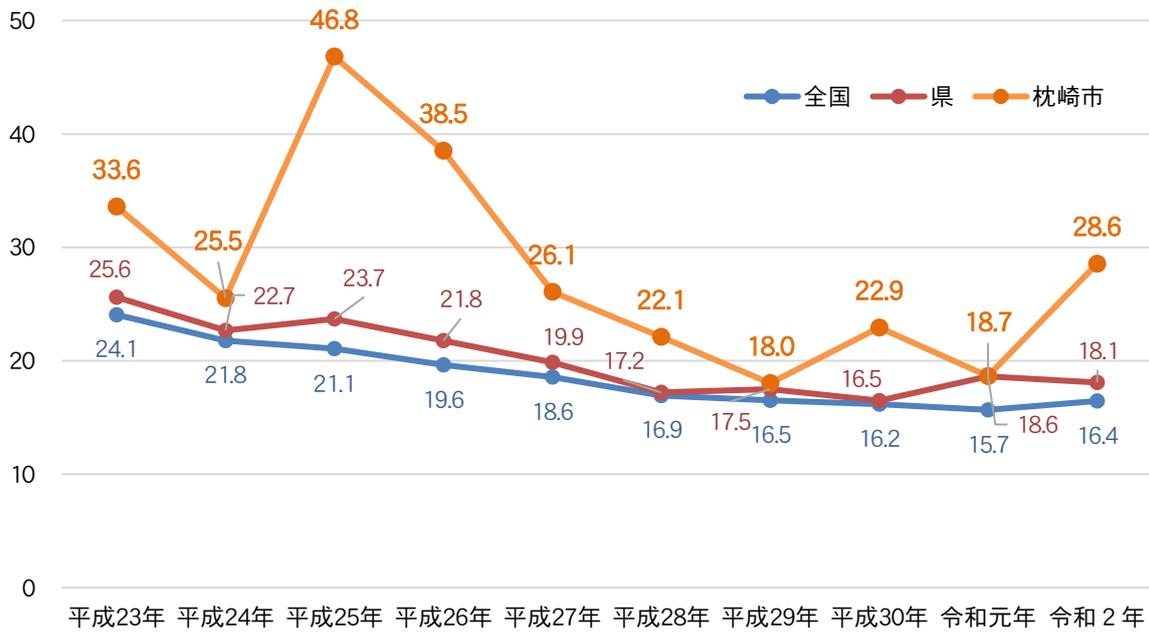
◆平均寿命と健康寿命の推移



1. 平均寿命は、平成12年、17年、22年及び27年は厚生労働省「完全生命表」、その他の年は厚生労働省「簡易生命表」より作成。健康寿命は、平成13年から22年は厚生労働科学費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」、平成25年、28年は厚生労働科学費補助金「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」より作成。
2. 健康寿命は、日常生活に制限のない期間。

[出典] 男女共同参画白書 令和3年版 (男女共同参画局)

◆自殺死亡率の推移（国・県との比較）



[出典] 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

施策の展開

<取組の方向> (1) 生涯を通じた男女の健康の包括的な支援

具体的な施策	主な取組
① 母子健康、育児相談、健康教室、家庭訪問等の保健事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援、不妊治療等に関する支援の充実に取り組みます。 ・子宮頸がん、乳がんの早期発見等、女性特有の疾患に関する支援や特定健診・がん検診等の受診勧奨に継続的に取り組みます。
② 健康に関する環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの健康状態に応じて、生活習慣病の予防、改善、メンタルヘルスケアに関する情報提供を行い、健康相談の機会を提供する等、生涯を通じた健康づくりを支援する取組を推進します。 ・生きることの包括的な支援として、こころの健康相談会やゲートキーパーの養成など相談体制の充実に取り組みます。 ・児童生徒をはじめ、誰もが生理などの体の悩みを気兼ねなく相談できる体制づくりに取り組みます。
③ 生涯スポーツの充実	<p>誰もが性別・年齢・障害の有無等に関わらず、生涯にわたり、心身ともに健康で活力ある生活を送るため、総合型地域スポーツクラブ『枕崎きばらん海クラブ』の活用等、スポーツを通じた健康増進に取り組みます。また、男女の健康状況や運動・スポーツ習慣が異なることから、スポーツ指導者においても女性の参画を推進します。</p>
④ 性に関する正しい理解のための教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女が互いの性差に応じた健康についての理解を深め、男女の健康を支援するための取組を推進します。 ・個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、また、望まない妊娠や性感染症を予防する学習を通じた性と生命の尊重なども含め、学校における性教育について、学習指導要領に基づき発達段階に応じ適切に実施します。

重点目標Ⅱ-3

誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

現状と課題

ひとり親、高齢、障害、性的指向・性自認[※]に関する事など、生活上の困難や様々な悩みを抱える人々への理解と支援は、男女共同参画社会を実現するための基盤となる取組です。家族形態の多様化、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などが進む中、幅広い層で貧困など生活上の困難に陥りやすい人が増加しています。特に、女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用労働者が多いこと、配偶者等からの暴力や各種ハラスメントの被害者が多いことが、男性に比べ女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、非正規雇用労働者等に対する雇用への影響が大きく、特に女性の雇用や所得に影響が強く現れており、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加も懸念されています。

さらに、災害時などの非常時においては、平常時における社会の課題が顕著になりやすいことが指摘されており、災害から受ける不安や困難が性別等により違いがあることへの配慮など、男女共同参画の視点からの災害対策が求められます。

このようなことから、平常時だけではなく、災害時などの非常時・緊急時にも、あらゆる困難を抱える人々に対して、男女共同参画の視点に立ち、きめ細やかな支援を行うことにより、誰もが安心して暮らせるための環境整備を進めていきます。

施策の展開

＜取組の方向＞（１）生活上の困難や課題を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

具体的な施策	主な取組
<p>① ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境整備</p>	<p>ひとり親家庭等への支援 子どもの教育や就労、生活において厳しい環境になりやすいひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給や医療費の助成等の経済的支援、子育てや介護・看護等により仕事と家庭の両立が困難な状況への生活的支援、心身の健康面における相談対応による支援等、自立に向けた支援を関係機関と連携して取り組みます。</p> <p>担当課 福祉課</p> <p>生活困窮状態にある人に対する自立に向けた支援 複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じて、その自立を促進するため、相談支援、就労支援、家計相談支援等を包括的にを行います。</p> <p>担当課 福祉課</p>
<p>② 高齢者や障害のある人、外国人等が安心して暮らせる環境づくり</p>	<p>高齢者や障害のある人に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢に関わりなく働き続ける社会の実現に向けて、シルバー人材センター等を通じた多様な就業機会の提供を通じ、高齢男女の就業を促進します。 ・認知症や一人暮らしの高齢者等が、社会から孤立することなく、地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、地域の支え合いの仕組みづくりを促進します。 ・障害のある人が、必要とするサービスを受け自立と社会参加の実現を図ることができるよう、一人ひとりの多様な状況に応じた障害福祉サービスや相談支援、経済的・生活的支援、自立に向けた支援に取り組みます。 <p>担当課 福祉課・地域包括ケア推進課</p> <p>外国人等複合的な困難や課題に直面しやすい人々に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人であること、性的少数者であることなど様々な偏見等により生活上の困難に直面しやすい人々の支援にあたっては、一人ひとりの多様な状況に応じて複合的に支援を行います。また、社会的困難を抱えている人々に対する正しい理解を促進するための取組を行います。 ・学校においては、教職員の一層の理解促進に努め、児童生徒が相談しやすい環境を整えます。 <p>担当課 総務課・企画調整課・福祉課・水産商工課・学校教育課</p>

＜取組の方向＞（２）防災分野における男女共同参画の推進

具体的な施策	主な取組
① 地域における生活者の多様な視点を反映した地域防災における取組の推進	<p>性別、年齢、障害の有無、生活状況の違いなど多様な立場や状況によって災害から受ける影響は異なります。特に避難所運営においては、多様な住民ニーズへの対応が要請されることを考慮し、地域防災に関わる施策が、男女共同参画の視点を踏まえて推進されるよう取り組みます。</p> <p>担当課 総務課・企画調整課・福祉課</p>
② 消防団、自主防災組織等における女性の参画促進	<p>地域に根差した防災・防火活動の充実が図られるよう、消防団や自主防災組織等活動への女性の参画拡大に向けて取り組みます。</p> <p>担当課 総務課・消防総務課</p>
③ 男女共同参画の視点を取り入れた災害対応マニュアルの整備	<p>避難所運営や災害ボランティア活動等の場において、睡眠スペース、更衣スペースや仮設トイレ等について、女性及び配慮の必要な方に対し、安全性、利便性及びプライバシーの確保を図るため「枕崎市地域防災計画」や「避難所管理運営マニュアル」等の策定・見直しに取り組みます。</p> <p>担当課 総務課・福祉課</p>

重点目標Ⅲ-1

男女共同参画に関するあらゆる分野における教育や学習の推進

現状と課題

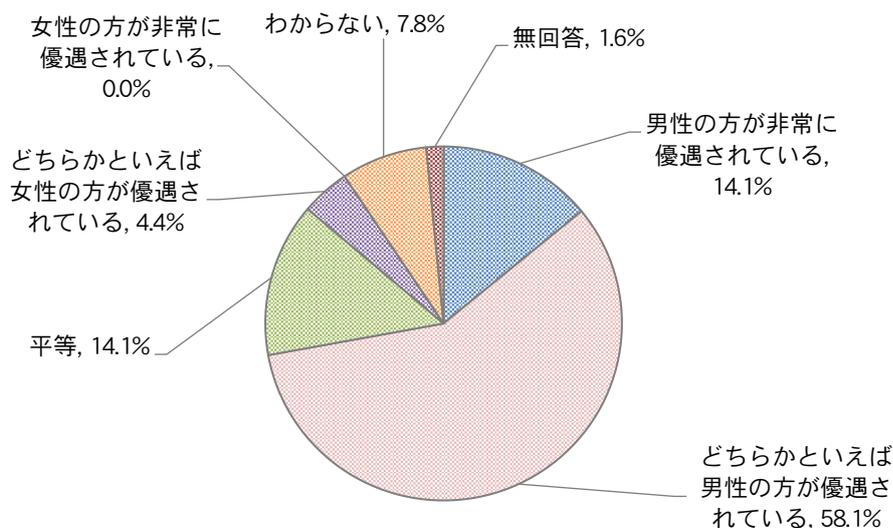
これまでも男女共同参画社会の実現の促進に向けて、情報提供や研修会等、学習の機会の提供に努めてきましたが、市民意識調査によると、男女の地位の平等感について、社会全体では男女とも約7割の人が「男性優遇」と感じており、依然として好転がみられない状況です。地域社会における男女の地位の平等感については、男性では「平等」が最も高いことに対し（男性46%、女性24.6%）、女性では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が最も高くなっています（男性28.7%、女性34.8%）。

また、男女共同参画社会を形成するために枕崎市が力を入れていくべきことについて、「子どもの頃から、男女の平等や相互の理解・協力についての学習を充実させる」が44.3%と最も高くなっていることから、社会全体で男女共同参画についての理解を深めるための教育・学習に取り組んでいく必要があります。特に、子どもたちを対象とした学校教育や家庭教育における取組は、自己肯定感や自己尊重感を育む上で大変重要です。

さらに、大人たちの考えは、成長過程の子どもたちに大きな影響を及ぼすことから、保護者や教職員、地域の大人たちへの男女共同参画に対する理解を促進し、あらゆる場における男女平等意識の醸成を図る教育・学習の充実に取り組む必要があります。

男女共同参画に関する市民意識調査より

◆ 「社会全体」での男女の地位の平等感



(n = 384)

施策の展開

＜取組の方向＞（１）学校教育等における男女共同参画に関する教育の推進

具体的な施策	主な取組
① 学校教育等における男女共同参画についての学習機会の充実	学校教育活動全体を通した男女共同参画を推進する取組の充実 児童生徒の発達段階に応じて、人権の尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに視点をおいた教育を行います。また、情報社会において自他の人権を尊重し自らの行動に責任を持って、正しく安全に利用できる能力や態度を養うため、人権教育及び情報モラル教育を推進します。
	担当課 企画調整課・学校教育課
	教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の実施 男女共同参画を正しく理解し、教育現場で男女共同参画の視点に立った教育を推進するため、教育関係者（教職員、保育士等）を対象に、研修会等の充実に努めます。
	担当課 企画調整課・福祉課・学校教育課
	多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の提供 理工系分野をはじめ、あらゆる分野で女性が活躍できるよう、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自らの生き方を選択する能力と態度を身に付けることができるようなキャリア教育、進路・職業指導の充実を図ります。
	担当課 企画調整課・学校教育課

＜取組の方向＞（２）家庭・地域・職場等における男女共同参画に関する学習の推進

具体的な施策	主な取組
<p>① あらゆる分野における男女共同参画の意識の醸成</p>	<p>男女双方の意識改革、理解の促進 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生じさせないように、生涯学習・社会教育、家庭教育等あらゆる分野において、子どもも大人も共に男女共同参画意識の醸成が図れるような学習や研修会等の充実に努めます。</p>
	<p>担 当 課 企画調整課・生涯学習課</p>
	<p>学校・家庭・地域が一体となった意識の醸成 地域学校協働活動や家庭教育支援を推進していく中で、学校・家庭・地域全体の人権意識や男女平等意識の醸成に取り組みます。</p>
<p>担 当 課 企画調整課・生涯学習課</p>	
<p>② 性の多様性についての理解促進</p>	<p>基本的人権が尊重され、性的少数者であることを理由に差別等が行われることがないよう、家庭や地域等あらゆる分野において、性の多様性について正しく理解し、偏見をなくすための理解促進に努めます。</p>
	<p>総務課・企画調整課</p>

重点目標Ⅲ-2

男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

現状と課題

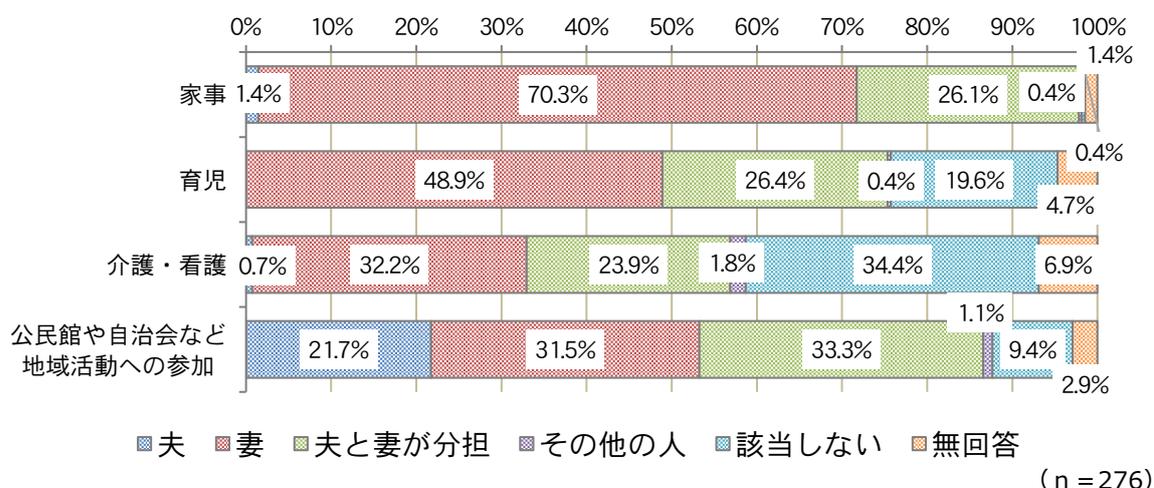
社会経済情勢の変化に伴い、地域社会を取り巻く状況も複雑化し、多くの課題を抱えています。多様化・複雑化する地域課題の解決には、広く地域全体が連携・協働して自主的に地域を支えていくまちづくりを考えたり、自助・共助・公助による魅力的な地域の創出を目指していくことが必要です。

市民意識調査によると、「自治公民館などの地域を単位とした団体活動への参加率」については、36.2%（男性 39.7%、女性 32.9%）と前回調査（H23 度 15.1%）と比較すると高くなっていますが、若い世代における活動への参加状況は、20 歳代男性 16.7%、20 歳代女性 0%と芳しくなく、世代間格差がみられます。また、自治公民館長における女性の割合が低いことなど、性別や年齢等により役割が固定化され、活動の負担が一部の人に偏重する傾向が見られます。

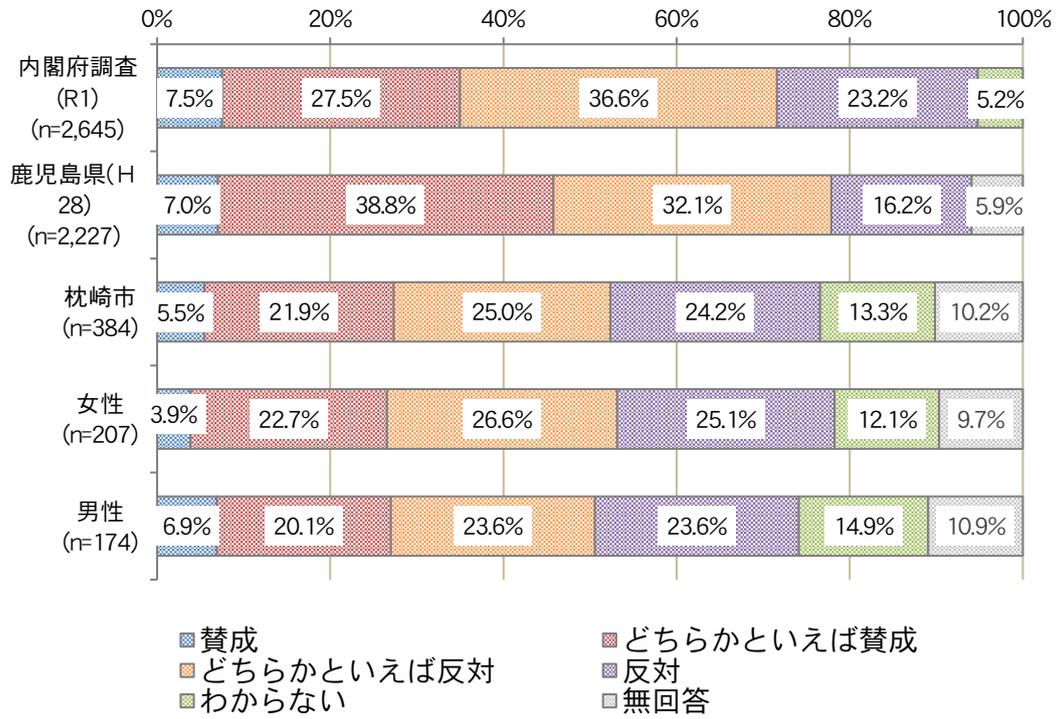
このようなことから、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等、男女双方の意識改革に取り組み、多様な一人ひとりが抱える地域の課題解決ができるように、多様な人材の確保を行い、公正で多様性に富んだ一人ひとりの人権が尊重される男女共同参画の視点に立った地域づくりを推進していきます。

男女共同参画に関する市民意識調査より

◆ 家庭における役割分担



◆ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方



施策の展開

<取組の方向> (1) 地域における慣行の見直し及び人材の育成等

具体的な施策	主な取組
① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しのための意識啓発	地域づくりにおける男女共同参画の推進 地域においては、旧態依然として性別による固定的な役割分担意識が形成されているところが多く、地域づくりにおける男女共同参画の実現に向けた意識改革が必要です。固定的な役割分担意識についての理解の促進を図り、組織の運営や活動における慣行を見直し、方針決定過程への女性の参画の拡大をより一層図ることができるよう意識啓発や学習の機会の提供を行います。
	担当課 企画調整課・地域包括ケア推進課・生涯学習課
	広報・啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する理解が深まるように、広報紙やホームページ等あらゆる広報媒体を有効に活用して、分かりやすい広報・啓発活動を展開します。また、「男女共同参画週間」「女性に対する暴力をなくす運動」「人権週間」など多様な機会を活用し、国・県・他市町村・多様な団体等と連携し、効果的な普及活動を行います。 男女共同参画に関する情報や学習教材の提供のための視聴覚ライブラリー等の充実を図ります。
担当課 総務課・企画調整課・生涯学習課	
② 多様な人材の育成・支援	多様な人材の育成 人口減少と高齢化が進む中、地域の多様化・複雑化する課題解決のため、性別や年齢等に関わらず地域住民の中から活動の担い手となる人材の育成が促されるよう、学習の機会等の支援を行います。
	担当課 企画調整課
	男女共同参画を推進する人材への支援 <ul style="list-style-type: none"> 地域において様々な分野でボランティア等に取り組んでいる女性団体等と連携して、女性の社会参画を推進します。 鹿児島県男女共同参画推進員など地域で男女共同参画社会の実現に関する理解の浸透を図るための取組を行い、男女共同参画を推進する人材を育成し、活動を支援します。
担当課 企画調整課	

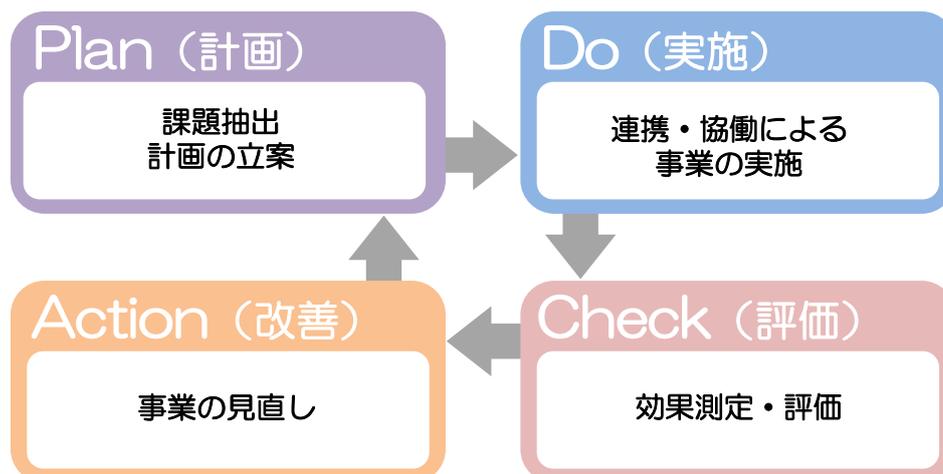
3 計画の評価指標

基本目標	設定項目	現状 【R2年度】	目標値 【R10年度】	担当課
I 誰もが活躍できる 社会づくり	1 市の管理的地位（課長相当職以上）に占める女性職員の割合	2.9%	10%	総務課
	2 市の男性職員の育児休業の取得割合	0.0%	10%以上 (R6年度)	総務課
	3 市の各種審議会委員への女性の登用率	20.6%	30%	企画調整課
	4 鹿児島県女性活躍推進宣言企業制度登録企業 (本社が枕崎市内在る企業)	1社	5社	企画調整課 水産商工課
	5 女性農業経営士数	3人	6人	農政課
	6 家族経営協定 [※] 数	2件	年1件以上	農業委員会
	7 男性の料理教室開催	270人	300人	健康課
II 誰もが安心して暮らせる 環境づくり	8 「配偶者暴力防止法」(DV防止法)を知っている人の割合	89.0%	100%	企画調整課
	9 子宮頸がん検診受診率(20歳から69歳)	14.0%	20%	健康課
	10 乳がん検診受診率(40歳から69歳)	17.0%	25%	健康課
	11 防災会議委員における女性の割合	7.7%	30%	総務課
	12 男女共同参画の視点での防災訓練の実施回数	0回	年1回以上	総務課
13 配偶者間の暴力被害者がどこ(だれ)にも相談しなかった割合	43.0%	40%	企画調整課 福祉課	
III 男女共同参画社会の 実現に向けた基盤社会の 実現	14 「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	71.8%	80%	企画調整課
	15 学校教育における男女共同参画についての研修会実施回数	2回	年4回以上	生涯学習課 企画調整課
	16 鹿児島県男女共同参画地域推進員の設置	2人	2人以上	企画調整課
	17 自治公民館長の女性の数	0人	2人以上	生涯学習課
18 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に 反対する人の割合	49.2%	55%	企画調整課	

第4章 計画の推進

1 進行管理及び点検

計画に位置づけた施策・事業の進ちょく状況を的確に把握するために、定期的に進ちょく状況調査を実施し、計画の点検・評価を行います。



2 計画の推進体制

(1) 推進体制の充実

この計画を総合的かつ計画的に推進するために「枕崎市男女共同参画推進条例」第12条の規定に基づく推進体制の整備を図ります。

①男女共同参画審議会・男女共同参画推進委員会の機能発揮

枕崎市男女共同参画推進条例（以下、条例）により設置された男女共同参画審議会において、基本計画の策定、男女共同参画施策の実施状況等、条例第19条の規定に基づく事項についての調査・審議を行い、その意見や提言を施策に反映します。

枕崎市男女共同参画推進委員会設置規定により設置された男女共同参画推進委員会において、計画に基づく実施事業として策定された各課が所管する施策・事業の進捗状況の評価を行い、その結果に基づく施策・事業の改善を積極的に進めるとともに、計画に設定された評価指標の管理など総合調整機能の一層の充実を図ります。

また、男女共同参画審議会、男女共同参画推進委員会の機能が十分に発揮されるよう、企画調整課において連絡調整等事務を行います。

②進行管理の徹底

計画に基づく実施事業が、男女共同参画社会基本法第 15 条（施策の策定等に当たっての配慮）の規定に基づき「男女共同参画の視点」を踏まえる配慮を行い実施されるよう、年次ごとに行う計画の進捗状況の評価（年次評価）において、評価の視点を明確にし、その確度を高めます。

この実施状況については、男女共同参画推進委員会における評価、男女共同参画審議会における審議を経て、条例第 17 条（年次報告）の規定に基づき公表します。

③企画調整機能の発揮

計画の目標である「男女共同参画社会の実現の促進」に向けて、計画における男女共同参画施策の包括性による効果が十分に発揮されるよう、各実施事業間の連携促進、情報の共有化、市が発信する情報媒体における「男女共同参画の視点」による確認、審議会等委員への女性の参画拡大に向けた人材に関する情報提供等企画調整課による企画調整機能の充実を図ります。

④男女共同参画に関する申出制度の適切な運用

条例第 18 条（市民等の申出）の規定に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する具体的施策、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策への市民から申出を受ける制度について広く市民への周知を行い、その活用を図ります。

申出された事項については、施策の改善・見直しに反映するとともに、条例第 8 条（男女共同参画を阻害する行為の禁止）の規定に基づく事項については、関係機関等との連携・協力により適切に対応します。

（２）市民等との連携・協働

①国・県・近隣自治体・関係機関との連携

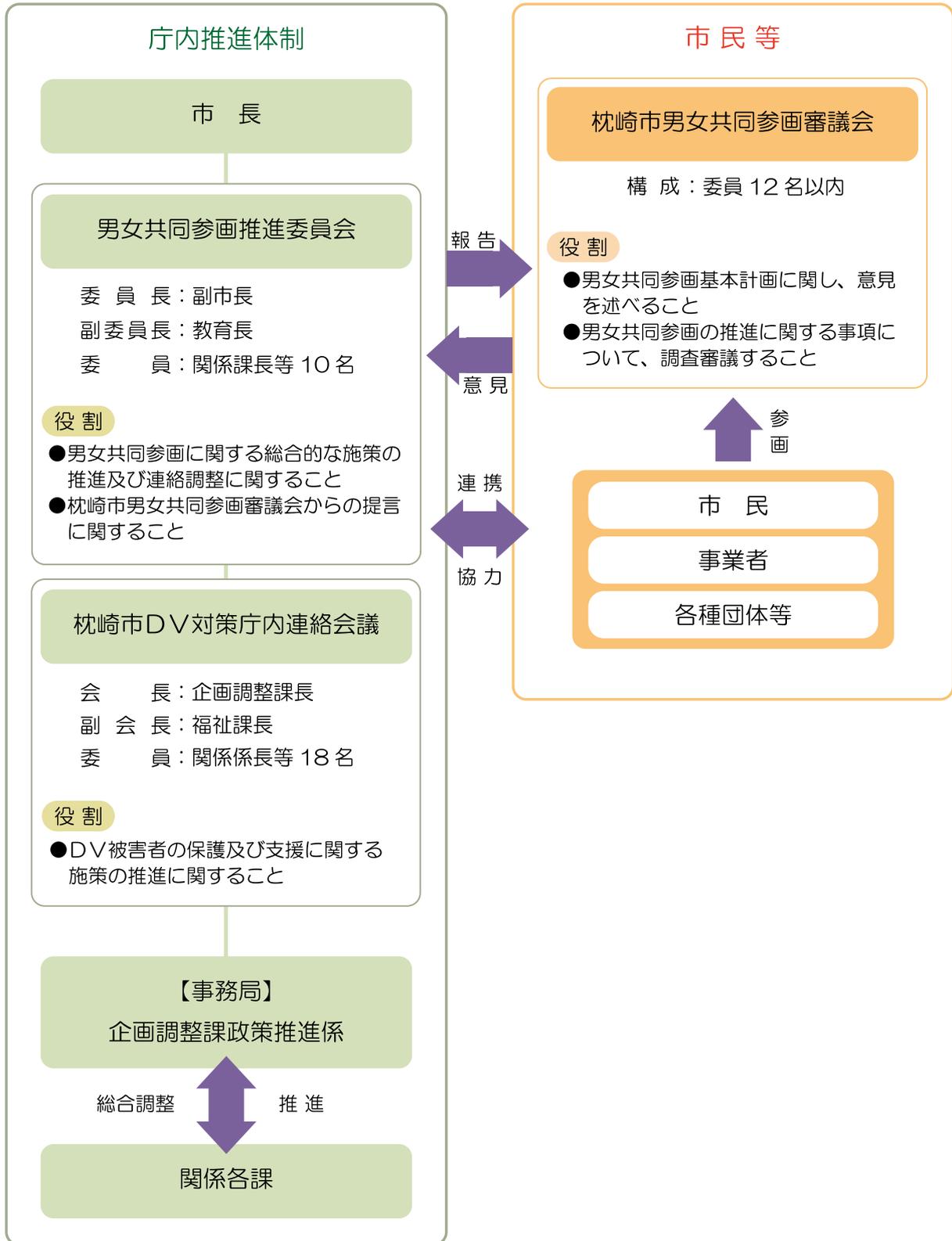
男女共同参画社会の実現に向けて、条例第 3 条第 7 項（国際的協調）に基づき、国際的動向への協調を踏まえる国・県の動きに連動する施策の展開を図るとともに、取組においては、国・県・近隣自治体・関係機関と連携・協力して進めます。

②市民との協働

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、市民一人ひとりの男女共同参画意識に基づく、家庭、地域、職場等生活に身近な場における行動にかかっており、市民的広がりをもって進めるための市民との協働が要請されます。

市民との協働により進める体制の整備に向けて、生活に根差して身近に男女共同参画を進める幅広い層の人材を計画的に養成します。

◆男女共同参画行政の推進体制



資料編

枕崎市男女共同参画推進条例

令和2年12月16日条例第22号

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第8条・第9条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条—第18条）

第4章 枕崎市男女共同参画審議会（第19条—第24条）

第5章 雑則（第25条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

枕崎市においても、平成14年3月に「枕崎市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に関する取組を行ってきたが、配偶者等に対する暴力、性別による固定的な役割分担意識やこれを反映した社会通念、慣行等は依然として根強く存在しており、真の男女平等への妨げとなる多くの課題が残されている。

このような状況を踏まえ、枕崎市が将来にわたり活力あるまちづくりを進めていく上で、全ての人が性別に関わりなく、お互いの人権を尊重し合いながら、いかなる場合でも性別による差別的取扱いを受けることなく、誰もが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現のための基本理念を定め、必要な取組を、市、市民及び事業者等が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 性別に関わりなく全ての人、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野

（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（3）市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。

（4）事業者等 営利、非営利であるかを問わず、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（5）セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他生活環境を害し、又は不利益を与える行為をいう。

（6）ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際の相手方等相互に親密な関係にあり、又は親密な関係にあった者から振るわれる個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念の通り推進されなければならない。

（1）性別に関わりなく全ての人、個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。

（2）社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、全ての人、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 全ての人が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する全ての人が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。

(5) 全ての人が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について個人の意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 社会のあらゆる分野における教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されること。

(7) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民及び事業者等（以下「市民等」という。）と協働するよう努めるとともに、国及び他の地方公共団体と連携を図らなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、事業活動と家庭、地域等における活動との両立を支援するため、活動環境の整備に努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の推進)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第8条 市及び市民等は、社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、いかなる場合においても次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 市及び市民等は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は前条各号に掲げる行為を助長する表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定又は変更するに当たっては、第19条第1項に規定する枕崎市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために、法制上又は財政上の措置を講ずるとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第13条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、広報啓発活動等必要な措置を講ずるものとする。

(市民等への支援)

第14条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(防災分野における男女共同参画の推進)

第15条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害

に関するあらゆる場面において、男女共同参画の視点を取り入れた施策及び被災者支援を行うよう努めるものとする。

(情報収集及び調査研究)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に関し、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、基本計画に基づいた施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(市民等の申出)

第18条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等からの申出があったときは、適切に処理するものとする。

2 市は、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画を阻害する行為に関し、市民等からの申出があったときは、関係機関と連携して、適切に処理するものとする。

第4章 枕崎市男女共同参画審議会

(審議会)

第19条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、枕崎市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 基本計画に関し、第10条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策又は重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市内に居住する者で公募に応じた者

(3) 関係団体の推薦による者

(4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議(以下「会議」という。)

は、会長が必要に応じて招集する。ただし、任期の開始の日以後最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として議決に加わることができない。

6 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第24条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている枕崎市男女共同参画プランは、第10条第1項の規定に基づき策定された基本計画とみなす。

(枕崎市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 枕崎市報酬及び費用弁償条例(昭和31年枕崎市条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）

1979年12月18日国際連合総会採択

1981年9月3日国際連合総会発効

1985年6月25日日本国批准

同年7月1日 〃 公布

同年7月25日 〃 発効

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるものを問わ

い。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適

当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第 11 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

- 第 13 条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその

開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保す

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされ

た進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条 専門機関は、その任務の範囲内にある

項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条 この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条 締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。

3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

平成13年1月6日施行

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利

益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に

行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の

救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三

条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定め、たそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：令和元年法律第四十六号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを

含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針

に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委

託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十

三年法律第三十六号) その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の指示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力

を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ

- 装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心^{しゆうぢしん}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、

その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申

立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経

ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号

及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた

後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものとの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施

行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号
最終改正：令和元年6月5日法律第24号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、

女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚

生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規

定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公

表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他

の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

い。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の

推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らし

た者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわら

ず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規

定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成30年5月23日法律第28号

最終改正：令和3年6月16日法律第67号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度

又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出

産に関する言動等に起因する問題の発生防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言

動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔令和三年六月一六日法律第六七号〕

この法律は、公布の日から施行する。

男女共同参画社会の実現の促進に関する動き（年表）

	世界の動き	国の動き	鹿児島県の動き
1975（昭和50）年	国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1977（昭和52）年		「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」設置	
1979（昭和54）年	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		女性問題の窓口を青少年婦人課に設置 婦人関係行政推進連絡会議及び婦人問題懇話会設置
1980（昭和55）年	「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		婦人の生活実態と意識調査実施 第1回婦人の船中国へ派遣
1981（昭和56）年		「国内行動計画後期重点目標」策定	「鹿児島県婦人対策基本計画」策定 （計画期間：昭和56年度～昭和60年度）
1984（昭和59）年		「国籍法」改正	
1985（昭和60）年	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	鹿児島県新総合計画に「婦人の地位向上の推進」掲げる 広報誌かごしまの婦人発行（昭和60年～平成元年）
1986（昭和61）年		婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987（昭和62）年		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定	
1989（平成元年）年			女性問題に関する県民意識調査実施 広報誌かごしまの女性発行（平成元年～平成3年）
1990（平成2）年	国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		婦人政策室設置
1991（平成3）年		「育児休業法」公布	婦人政策室を女性政策室に改称 「鹿児島県女性プラン21」策定 （計画期間：平成3年度～平成12年度） 鹿児島県女性プラン21推進会議及び鹿児島県女性行政連絡会議設置
1992（平成4）年	国連環境開発会議（リオデジャネイロ）	婦人問題担当大臣任命	広報誌「ハーモニー」発行（平成4年～平成16年）
1993（平成5）年	「世界人権会議」ウィーン宣言採択 「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「パートタイム労働法」公布	
1994（平成6）年	国際人口開発会議（カイロ）行動計画採択	「男女共同参画室・男女共同参画審議会（政令）・男女共同参画推進本部」設置	
1995（平成7）年	第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）	鹿児島県女性の翼「団員を北京の世界女性会議・NGOフォーラムへ派遣 鹿児島県の男女の意識に関する調査実施
1996（平成8）年		男女共同参画推進連絡会議（えがいてネットワーク）発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997（平成9）年		「男女共同参画審議会設置（法律）」 「介護保険法」公布	
1999（平成11）年	第43回国連婦人の地位委員会で女子差別撤廃条約の選択議定書を採択	「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行	「かごしまハーモニープラン」策定 （計画期間：平成11年度～平成20年度） かごしまハーモニープラン推進懇話会及び男女共同参画推進本部設置
2000（平成12）年	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） ミレニアム開発目標（MDGs）設定 （目標3：ジェンダー平等推進と女性の地位向上） 「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」採択	「男女共同参画基本計画」閣議決定	
2001（平成13）年		男女共同参画会議設置、男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	女性政策室を男女共同参画室に改称 「鹿児島県男女共同参画推進条例」公布 （平成14年施行） 鹿児島県の男女の意識に関する調査実施
2002（平成14）年			鹿児島県男女共同参画審議会設置 婦人相談所（現女性相談センター）を配偶者暴力相談支援センターに指定

	世界の動き	国の動き	鹿児島県の動き
2003 (平成 15) 年	第 29 回国連女子差別撤廃委員会	「女性のチャレンジ支援策の推進について」 男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公布、施行 次世代育成支援対策推進法」公布、施行	青少年女性課と男女共同参画室を再編し、 青少年男女共同参画課を設置 かこしま県民交流センター設立に併せ、 男女共同参画センターを設置
2004 (平成 16) 年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	配偶者等からの暴力対策会議設置
2005 (平成 17) 年	第 49 回国連婦人の地位向上委員会 「北京+10」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
2006 (平成 18) 年		「男女雇用機会均等法」改正	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定 男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センター に指定
2007 (平成 19) 年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」 及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	各地域振興局及び各支庁の保健福祉環境部(7か所) を配偶者暴力相談支援センターに指定 鹿児島県の男女の意識に関する調査実施 婦人相談所の移転及び女性相談センターへの名称変更
2008 (平成 20) 年		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定 (計画期間:平成20年度~平成24年度)
2009 (平成 21) 年		「育児・介護休業法」改正	男女共同参画室設置 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定
2010 (平成 22) 年		「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」 及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	
2011 (平成 23) 年	UN Women (ジェンダー平等と女性のエンパワ メントのための機関)正式発足		鹿児島県の男女の意識に関する調査実施 鹿児島県男女共同参画基本計画中間評価
2012 (平成 24) 年		「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	
2013 (平成 25) 年	APEC「女性経済フォーラム」開催	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関 する法律」改正(平成26年1月施行) 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定) の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。	「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定 (計画期間:平成25年度~平成29年度) 鹿児島県男女共同参画基本計画総括評価
2014 (平成 26) 年		「パートタイム労働法」改正 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議 決定)に「女性が輝く社会」の実現」が掲げられる。 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」 (WAW! Tokyo2014)開催	
2015 (平成 27) 年	第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択 (目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び 女兒の能力強化を行う)	「女性活躍推進法」公布 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	
2016 (平成 28) 年		「女性活躍推進法」完全施行 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正	鹿児島県女性活躍推進会議、女性ワーキング グループ設置 男女共同参画に関する県民意識調査実施 女性活躍推進に関する企業実態調査実施 第2次鹿児島県男女共同参画基本計画中間評価
2017 (平成 29) 年			「鹿児島県女性活躍推進計画」策定
2018 (平成 30) 年		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布	「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定 (計画期間:平成30年度~平成34年度)
2020 (令和 2) 年	新型コロナウイルス感染症の感染拡大	「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	
2021 (令和 3) 年			鹿児島県の男女の意識に関する調査実施

用語解説

【あ行】

◆アンコンシャス・バイアス

（無意識の思い込み）

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

◆M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。

◆エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

【か行】

◆家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

◆固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

【さ行】

◆ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

◆持続可能な開発のための2030アジェンダ（持続可能な開発目標：SDGs）

平成27（2015）年9月に国連で採択された、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標（Sustainable Development Goals:SDGs）を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、全ての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。

◆性的指向・性自認

性的指向（Sexual Orientation）とは、人

の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と・性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。

なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。

◆積極的改善措置（ポジティブアクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう（男女共同参画社会基本法第2条第2号）。

◆SNS

（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型サービスのこと。

【た行】

◆男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野におけ

る活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことをいう（男女共同参画社会基本法第2条第1号）。

◆男女共同参画の視点

計画の中で使用している「男女共同参画の視点」とは、枕崎市男女共同参画推進条例第3条に掲げる7つの基本理念を踏まえた立場や観点のことをいう。

◆男性中心型労働慣行

長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行のこと。

◆デートDV

配偶者や同居のパートナーではなく、交際相手からの暴力被害のこと。

【な行】

◆二次被害

被害者が、相談した身近な人の心無い言葉や、相談、保護、捜査、裁判等に携わる職務関係者の不適切な言動により、さらに精神的に傷ついてしまうこと。

【ら行】

◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ （性と生殖に関する健康と権利）

平成6年（1994年）の国際人口開発会議において提唱された概念。リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方。健康とは、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることを意味する。リプロダクティブ・ライツは、

それを全ての人々の基本的人権として位置付ける理念。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、子どもを産むか産まないか、いつ何人子どもを産むかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。

【わ行】

◆ワークライフバランス（仕事と生活の調和）

仕事と私生活を調和させ、そのどちらも充実させることで、お互いをもっとよくしていこうという考え方や、そのための取組のこと。平成 19 年 12 月に策定された「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』であると定義している。

第3次枕崎市男女共同参画基本計画

令和4年3月

鹿児島県 枕崎市

〒898-8501 鹿児島県枕崎市千代田町 27 番地

TEL : 0993-72-1111 (代)

<https://www.city.makurazaki.lg.jp/>